

近世初期における神宮復興の運動

上田 勝彦 昭和十五年十二月二十八日

目次

緒言

本論

第一章 神宮の衰微

第一節 齋宮の廢絶

第二節 神領退轉

第參節 造替の停滞

第四節 祭祀の廢絶

第二章 神宮觀の混亂

第一節 崇敬普及の外的由縁

第二節 神宮側の活動

第參節 參宮の盛行

第四節 神明社の創建

第五節 神領寄進

第四章 神宮の復興

第一節 神宮復興の志

第二節 正遷宮の復興

第參節 神領再興

第五章 神宮觀の純化

附 神宮に對する私的信仰に就いて

結言

「保元平治ヨリ此方、天下亂テ武用盛ニ有（行カ）テ王位カロク成ヌ。今モ（未タ）太平ノ世ニ歸ラサルハ名行ノヤフレンメシニヨレル事トソミエタル①」とは源准后のいみじくも道破された哲言であるが、天下亂れて、武用盛に王位輕きは實に中世を通じての現象であつた。

保元平治と言ふ未曾有の名行破壊の慘劇を發端とする中世は、上代末期の人心惡化のあとを承けて道義蹂躪の時代相を現出したのである。名行破れる處、正しい秩序は壞れ、國體は遂に不安動揺を免れる事が出来ぬ。今建武中興の失敗を深刻に體驗せられた公にとつては、深く由來する所を回顧して如上の感懷特に深いものがあつたらう。

然るに希求すべき「太平の忝ニ歸」る事は期し得ず、世相は公の没後益々惡化の一路を辿るばかりであり、遂には室町戰國時代の出現を見るに至つた。而して之は足利高氏の大義蹂躪に胚胎するは固よりの事乍ら、それは同時に國民の由來久しい道義心の滅却、利己第一主義の跳梁跋扈の然らしむる處と言ふ事が出来る。

されば内義滿の皇位顛觀あり、外屈辱外交あり、しかも當時之を深く咎める者もなく、又足利一家に於ける骨肉相食む相克は進んでは主従の反噬に及び下剋上は一世の風潮となつたのである。

①白山本神皇正統記四、二條院條

かく道義心は利己心に取つて代られ、武力横行する様になつては足利の覇業も全き能はず、威令は空しく破綻は百出し、遂に極まつて應仁の大亂となり、その儘干戈結んで解けざること一百年所謂戰國時代を現出し、天下亂れて武用盛なること古今にその比を見ざるに至る、亦自然の勢であつた。

斯の如き時代に於て、皇室の御式微の極まつた事は最も悲痛な問題として國史の力を込めて詳述する處である。それは朝廷に於ける最重要たる御即位式すら、十年廿年後に辛うじて執行はせ給ふたと言ふ一事を以てして、その全般を推知する事が出来る。

正に佛法王法ともに破滅の相を現出したと云ふ事が出来る。而して、皇室の御衰微の極まつた事は、その關係する所至重至大であり、正しき秩序によつて維持され、立ち來つた古き權威・傳統は、悉く或いは衰微し、或は破壊せられねば止まなかつた。

而してその最も大なるもの一つとして伊勢神宮の御衰微を見出し、慨歎之を久しうするのである。

蓋し神宮は、皇祖神を祀る所の宗廟にして、日本國の泉源にまします。日本國生命の根源にまします。實に日本の日本たるは、上、神宮を祭つて、御神意を繼承實現し給ひ、下、神宮を崇敬し奉つて天日嗣に報恩の誠を捧げるにある。

即ち「天下を治むるの本は神を敬ふより大なるはなく、神を敬ふの本は、皇祖天照大神を齋き奉るより先なるはなし。蓋此大神光華明靈の徳、六合に照徹し給ふを以て、生を此土に稟るもの、みな其恩徳を被らざる事なき時は、此大神は實に道の本也、是以、天皇此神を祭て政を

施し給へば、天下皆其號令を奉じ、此神を敬て教をなし給へば、蒼生皆其教化に従はずと云事なし②」と言ふ所以であり、この故にこそ神宮の祭祀は、天皇御親政の根本先務とし給ふ所のものである。されば、禁秘鈔には、

「凡禁中作法先神事後他事、且暮敬神之叡慮、無懈怠、白地大神宮并内侍所方不爲御跡③」と宣ひ、

花崗天皇は、

「余雖_二性拙智淺_一、粗學_二典籍_一、欲_下成_二德義_一興_中王道_上、只爲_二宗廟不_レ絶_レ祀_一・・・五刑之屬參千、而辜莫_レ大_二於不幸_一、々々之甚。不_レ如_二於絶_レ祀_一④」と太子を誠め給うてゐる。

斯の如くであるから、神宮一切の事は特別の御叡慮に基き、國家の殊に厚き保護を以て維持運営せしめ給ひ、恒例臨時の祭祀を嚴重に興行し給ひ、相俟つて大孝の誠を盡させ給ふたのである。

されば神宮の御衰微は、上に於かせられては最も深刻な問題であり、御自らの大事はさしをいて、之が爲に御軫念せさせ給ふたのである。而して之は決して、上御一人の問題ではなく、凡そ心あるものの總ての憂ひであつた。

「天下の兵革は王道の衰微なりとなげき侍りしに、世上の擾亂は宗廟の荒廢にもおよびけると、例のなみだ袖にあまるほどなり」とハ單なる一參宮者の言葉であつた。

斯の如く、日本國の基く處、これあるによつてこそ日本國の日本國たる絶對的存在である神宮が、荒廢の極致に立至つた事は、中世史に於ける一つの深刻なる問題たるを失はぬ。

本論文は、先づ神宮衰微の由來する所を略述し、次で神宮がかゝる状態にあつて如何に維持されたか、更に如何にして復興されて行つたかを究明し、中世末期より近世初期に於ける神宮復興運動の歴史的意義の一端を明らかにしたいと念願するものである。

② 栗里先生雜著―伊勢太神宮神領考卷頭の辭

又伊勢_二所太神宮神名秘書序_三曰ク、「夫_レ日本者神胤也。日ノ神増_二光_一於億々之季葉_二天下者_一皇運也。天皇還_二德_一於滴々之淳朴_二君被_レ崇_一神之故_二三通_三之位無_二窮_一。神令_レ護_レ君之際明_一之化乃穩。神者君之内證_二慈悲_一而同_レ塵。君者_二神之外用照_一儉約_一而治_レ國。神威莫_レ不_二從助_一。君德莫_レ不_二砥屬_一。」

③ 群書類從卷第四百六十七 禁秘鈔 禁中事 一覽所

④ 日本精神宣昭會版 皇道軌範、第一篇 御撰之卷 花崗天皇 誠太子書

⑤ 群書類從卷第廿七 大神宮參詣記 (坂士佛)

本論 第一章 神宮の衰微

第一節 齋宮の廢絶

垂仁天皇伊勢に天照大神を齋鎮し給ひ、次で、雄略天皇豐受大神をその外宮に奉遷し給ふてより以來、御歴朝の御崇敬禰々篤きを加へさせ給ひ、神宮の制度組織も次第に整備して來た。而してこれらは、國政の要務として嚴重に行はれ來つた。然るに中世に入るや、此等の制度組織は次第に崩れる事となつたが、その第一として齋宮の廢絶を見る事が出来る。

天皇の神宮を祭り給ふに當り、御自らの代りとして之を齋き祭らしめ給ふもの、即ち齋王である。御歴代は御即位になるや、原則として、皇女を卜定して齋王となし、三年の潔齋精進をなさしめ給ふた後、大神に對し奉り

「皇御孫之尊乎天地日月止共尔（常磐尔） 堅磐尔平氣久安久御座坐志米武止御杖代止進給布①」のである。従つて、齋王は古來神宮奉仕の職掌として最高の位置にあり、三時祭には親しく太玉串を捧げ給ふのである。而して齋王の伊勢に於ける御座所を齋宮と稱した。

①國史大系、延喜式卷八、神祇八、祝詞、齋王奉入條

偕て、御歴朝の内には例外として齋王を進め給はぬ事もあつたが、承久の變以後、その事次第に多くなり、龜山天皇の御代を最後として事實上の奉進は停廢し、其後は唯後二條天皇が卜定の儀を行はせ給ふたが、それも、天皇崩御によつて群行に至らず、其儘、御醍醐天皇の御代に至つた。

天皇は、皇國中興の聖業を進め給ふに當り、深く神宮を御崇敬遊ばされたが、此の爲齋宮の復活には特に御配慮しました。

先づ、元徳二年十二月十九日、第一皇女權子内親王を卜定して齋王となし給ひ^(一)、元弘元年八月廿日には野宮入御の運びとなつた^(二)。然るに、時恰も中興の御計画失敗に歸し、同廿四日には、天皇は神器を奉じて東大寺に行幸あらせられ遂に大亂に及ぶ狀況となつたので、齋王は自然野宮より退下せられたのである。然るに應て中興なり、元弘三年六月車駕還幸あらせらるゝや十二月廿八日再び第二皇女、祥子内親王を以て齋王に卜定し給ふた^(三)。然るに建武二年早くも中興は瓦壞する事となつたので、齋王は久しい間の野宮に於ける御精進にも拘らず、涙を飲んで退下せられることとなつた^(四)。而して此後齋王卜定の事の行はれることがなくなつたのは余儀ない事であつた。坂土佛の大神宮參詣記は次の如く述べてゐる。

「齋宮と申は、たえて久敷跡なりしを、ちかごろ再興有べしとて、花やかなる風情など有しかども、芳野山の櫻、常なき風にさそはれ、嵯峨野の原の女郎花、あだなる露にしほれしかば、野宮の名のみ残りて、齋宮の御下にも及ばず、神慮のうけおぼしめさぬ政なりけりとは、此時こそおもひ合せ侍りしか」

蓋し此の記ハ建武を去る七八年興國三年（康永元年）の記である。

事情は斯の如くであつた。かくて三院十三司廣壯を以て聞えた齋宮は唯朽損に任せられ古を知る參宮者にとつては無限の哀愁を催さしめるものであつた。同記は云ふ

「いとゞかはれる世の有様もかなしくて齋宮にまいりぬ。いにしへの築地の跡と覺て、草木の高き所々あり、鳥居は倒て朽残りたる柱の道によこたはれるを、人だにもかくと知らせずば、只ふし木とのみぞ見てすぎなまし。……」

實に愷子内親王退下の文永九年より七十年、その間修理すら行はれず、唯荒蕪に委ねられたる情景を知り得る。

而して下つて應永參十一年の室町殿伊勢參宮記には

「齋宮の御跡は此あたりにて侍るよし人の申によそながらみたまつれば 木竹いみしくしげりあひたるばかり也

時しあらはいつかいつきの宮はしらもとのむかしにたちかへるべき」

とあつて、舊跡は遂に草木の中に没してしまつた事がわかる^(五)。而して、應仁以後は遺跡すら殆ど世人の關心から失はれてしまつた様である。

之を要するに、足利高氏の叛逆は、御醍醐天皇の齋宮再興の御志をも踏み躪り、神宮衰微の決定的端緒を齎らしたと云ふ事が出来よう。

第二節 神領退轉

神宮經濟は國庫支辨を原則とした。従つて古來公の神領があり、其の收入を以て祭祀其他一切の維持經營の財源とした。

延喜式に依れば神領として度會・多氣・飯野の三神郡があり^(二)、其外伊勢國內外に神戸神田若干があつた。然るに御歴朝の寄進により神領は次第に増加し、鎌倉初期承元四年までには神郡は八郡となり、諸國神戸神田も著しく増加し、別に御厨・御菌合計四百五十餘處が加はる事となつた^(三)。しかし、之は名目上の増加であつて必ずしも實收入の増加とはならなかつた様である。

何故ならば、上代末期以後の郡縣政治の弛廢・莊園發達の爲に神戸神田は多く庄保中に編入せられ、神税の納入不可能となつたからである。かくて土地制度變革し、公經濟の基礎が動揺して來たので、神宮側としても莊園制度に基礎を置く私的經濟收入を圖る必要に迫られた。是れが御厨・御菌の發達を促した反面の事情であつたらう。

纏て御厨・御菌は、或は在來の神戸神田の地に立券され、或は新に寄附せられ、鎌倉時代末期には四十ヶ國八百四十餘處に及び、これに神戸神田名田等を加へると一千三百四十三處に達した^(三)。

此間に於ける神宮側の活動と國民の神宮奉養觀念の普及發達を見る事が出来る。然し乍ら此の制度は土地そのものの寄進ではなく、貢物を口入の神主を通じて兩宮の宮廳に収めるに過ぎなかつたので、對捍は容易であり、加え武士の神領押領あり、又神領民の土地を權門に寄托する事もあつて^(四) 寄進の増加にも拘わらず、實收入は時を追ふて減少したのである。

先人の多くは鎌倉時代末期を以て神領の最も發達した時としてゐるが、しかし、實收入の乏

しかった事は、神領非違せられて用途缺乏し、神宮の諸儀を行ひ得ぬと言ふ文保三年の万一記が之を雄辨に物語つてゐる^(五)。

元來御厨・御菌の寄進には、神領の名によつて自己の所領の安全を圖らんとする利己心に基くものが少なくなかつたと言ふ^(六)。従つて神領が同じ利己心によつて濫妨される事は當然である。源頼朝ですら部下の神領非違の大勢を喰ひ止めるに腐心した^(七)。されば、承久の變後繼いで元弘建武以後の全國的戦亂無秩序の時代に入るや、此の勢は最早や制し得ぬものとなつた。

それは神宮の御座所たる神三郡の地にもあらはれた。有名な正平の頃の伊勢守護仁木左京大夫の神郡押領掠奪事件である^(八)。之は神三郡の冒された最初であり、その神宮を無視し、上を憚らぬ暴逆無道の振舞は、國民精神の危機として世に隠れもない事であつた。而して彼は足利高氏の寵臣であつたと言ふ。

時代は足利の天下であり、その臣斯くの如くであるから、神三郡ハ其後守護に押領せられてしまつた。而して、永享十二年北畠教具國司として將軍と和平するや、守護によつて押領せられてゐた神郡は悉く國司の分領となり、僅に残存してゐた度會郡山田三保・宇治六郷と多氣郡齋宮寮跡及び飯野郡の相可庄とのみが安堵され、しかもそれらも國司の奉行となつたのである^(九)。

神三郡すら斯の如くであるから、他の郡及び諸國の神領の押領せられること夥しいものがあり、纏て勃發した應仁文明の大亂、引續く戰國時代が此の趨勢を決定的ならしめたのである。そこには夥しい公然たる神領押領が見られ^(十)、更に夥しい上分貢租の不納が見られる^(十一)。

而して神税不納は武士の課税によるもの^(十二)、武士の上分米押留によるもの^(十三)、又上分を外方より分取したりする事^(十四)に基く外遠國よりのものは、海陸交通の妨害に起因するもの少くないのは^(十五)、此の時代の特色であらう。

特に海上に於ける違亂は著しく^(十六)、神役船及び上分米は海賊者流の最も有力な好餌となるものであつた。かゝる事態は神官祠堂を窮乏の底に陥れ、爲に神官祠堂にして神領を押領し、之を全く自己の生活の資に供する^(十七)と言ふ事すら誘起せしめたのである。

此の事態に對し神宮側の執るべき手段は大神の御神威を背景とする廳宣解狀以外にはなかつた。一般社寺の如く武装化する事のない神宮としては唯神威を恃み奉るばかりであつた。

而してその最後の手段は所謂神宮の法^(十八)、即ち御神を向け奉る事、又神灰を蒔くことを廳宣に載せて反省を求め、必要に應じてそれを實行する事であつた。神宮の法を行ふべきことは、屢々廳宣に載せられ時には實行もせられた。然しこれとても何等の力を持たなかつた事は、次の數字が之を物語つてゐる。

皇太神宮御領ハ、享徳元年までには十六國二百四十三ヶ所に減少してゐたが^(十九)、應仁文明の亂を経た大永六年には六國八十六ヶ所に激減し^(二十)、天文五年には五國五十六ヶ所となつてゐる^(二十一)。外宮に就ては明徴すべきものがないが、延元四年までには約四百五十箇處あつた神領

が(廿二)永祿年間のものではないかと想像せられる記録には六國二十八ヶ所となつてゐるが(廿三)、その激減は内宮と規を一にするものであつた事は言ふまでもない。

詢に上代に比して驚くべき退轉である。かくては神宮經濟ハ窮迫し嚴重の神事に支障を來す事正に餘儀ない事であつた。

第三節 造替の停滯

造替遷宮ハ神宮の本體的存在である殿舎に懸り、神ながらの傳統を無窮に亘つて更新存續せしむる所以のもの、極めて重事である。従つて上代の初め廿年一度の式年制度(二)が制定せられ、之ハ持統天皇の御代より實施せられた。

應て造替は中一年を隔て、内宮を先に行ひ、遷宮は外宮を九月十五日、内宮を九月十六日に行ふと言ふ、造替の先後及式月式日の定めが出来、費用は神税并正税を以てする。即ち國家の手で執行すると言ふ規則も出來た。

此の諸制度は朝命により嚴重に行はれ來つたが、平安時代中期に入り、先づ造替費の制度から崩れる事となつた。即ち郡縣政治の弛廢により造替費を神税及び正税に得る事不可能となり、莊園に課する役夫工米に依らねばならなくなつた。然し此の制度も朝權衰へ、又幕威輕くなるや次第に行はれ難くなる状態であつた。

應て吉野時代に入ると式年式月式日の制も崩れる事となつた。

康永二年癸未十二月廿八日内宮遷宮光明院御宇自元亨三年及廿一年

貞和元年乙酉十二月廿七日外宮遷宮崇光院御宇内宮隔中一年①

是より式年廿一年に一度となる初例をなし、吉野時代は諸制度悉く亂れ、造替遷宮は延引を重ねたが、その勢の窮る所、遂に皇大神宮第四十回の遷宮を以て、式年遷宮停止する事となつた。

今四十回の内宮正遷宮を見るに、前回永享三年より十五年の文安二年例の如く造宮使補任の儀あり(二)、幕府も例の如く役夫工米を課した。然るに幕命に應ずる者なく(三)、又幕府は有力社寺に役夫工米免除の特權を與える有様であり(四)、遂に用脚を地口錢關錢(五)に求めるに至つた。かくて月日は徒らに延引したので、朝廷では三十一年目の寛正二年造宮使(六)を改補し給ひ、而して新造宮使藤波秀忠の調法によつて、翌寛正三年十二月廿七日(七)、三十二年目にして辛うじて正遷宮が行はせられたのである。

然るに其の造替は別宮以下の諸殿舎(八)に及ばず、又装束等(九)の遺失の多かつた事は祠官達の慨歎する通りであつた。又本來なれば、中一年を隔て、行はれるべき外宮の第四十回の正遷宮は、寛正二年十二月廿九日に立柱上棟を見たが、遷宮は行はれず(十)、前永享六年を以て正遷宮は停滯したのである。

①羣書類從神祇部卷五二所太神宮例文第廿六 二所太神宮正遷宮臨時兼假殿遷宮次第

かく御神體を奉鎮する宮居を維持する途すら絶たれた事は、齋宮の廢絶・神領の退轉以上に深刻な問題であつて、祠官等は時勢の推移に暗澹たるものを感じざるを得なかつた。

此時重大事が突發した。寛正四年潤六月一日皇大神宮古殿の心御柱が折れたのである(十一)。當時心御柱は、「守天下治國靈威御柱也」として御神體に次で信仰せられてゐた。従つて此事は國家變動の不吉な前兆であると信ぜられた。

更に凶事は續いた。寛正五年九月十七日「神嘗祭夜於祭庭喧嘩出來及刃傷其血奉汚正殿②」の事件である(十二)。是は「宮立以來無其例希代表事」であつた。是に對し、上としては當然假遷宮を行はせ給ふべきであつたが、行ひ給ふ能はざる内に應仁の大亂の勃發となつた。當時祠官達は此の事態を次の如く認識した。

右條々(一)、心御柱顛倒 二、刃傷 三、正殿御表葺所損 四、諸殿舎并諸別宮顛倒)者雖爲一事不打過、被行假殿遷宮、被奉直事每度例也・・・殊心御柱事恒存間、度々雖令注進、御沙汰及停滯之刻、喧嘩不淨事、是併不被立心御柱、御訝之凶事令顯然者哉、曰茲亦度々雖令言上仔細、猶以不被遂其節、果而天下忿劇出來之條、前表無所疑、於御殿不淨中者、擁護怠御敷、又心御柱不立御者、爭天下穩乎③)

かくて此意を以て假殿遷宮を請ふ解狀は頻に奉られた。是に於て、大亂鎮定を願ふこと切なる幕府は、文明三年になつて造内宮料役夫工米を關東諸國に課し(十三)頻にそれを督徴した。しかし、是の行はれる時は既に過ぎてゐた。

②(内宮引付、文明元年九月皇大神宮神主解狀、大日本史料文明元・九條)

③(大日本史料、文明元年九月條、内宮引付、皇大神宮神主解狀)

茲に内宮は、正殿も次第に朽損する事となつたが、特に著しいのは外宮であつた。既に四十回の正遷宮を行はず、爲に應仁二年には内宮の荒木田氏經をして次の如き歎を發せしめてゐる。「外宮御遷宮馳過式年既及十七ヶ年、御坐假殿之條神鑑恐不少・・・外宮山口祭去年相當式年、於遷宮延引事者、雖有其例、山口祭延引事、兩宮共無例、今度延引希代珍事也」④

外宮山口祭とは第四十一回のそれであらう。遷宮は延引しても山口祭のみは式年通り行はれてゐたが、前回の遷宮が行はれずして次回の山口祭を行ふ事は無意義となる。

かゝる形式的儀式さへ完全に行詰り、御神躰は享徳の假殿の儘にまします。外官方の概きは想察に餘る。されば、文明九年暮京都の大亂一段落を告げた時の外宮側の喜びは一入であつた。

「既御敵没落、天下靜謐之併(儀カ)當宮之時節到來神宮披喜悅之眉處也」⑤)

しかし、此の造替遷宮の期待の裏切られた事は内宮と同様であつた。

④大日本史料應仁二年三月條、皇大神宮神主解狀

⑤大日本史料文明九年十月條、内宮引付、豐受太神宮神主の解狀(文明九年十二月)

かくて殿舎の荒廢は募るばかりであつたが、神宮は皮肉にも之を守護すべき神宮側神人の手で殆ど自滅の域に立ち至らしめられた。即ち有名な兩宮兵亂の慘事である。

抑々神宮職員の墮落は由來久しい事であり、鎌倉時代末期より兩宮の抗争を現出した。加ふるに下剋上の思潮は神役人の神人壓迫となって現れ、内外上下相對抗して神境を汚す内訌合戦を屢々繰返したのであるが、兩宮間の對抗は特に根強かった。而して其の確執の最大の爆發は文明の末より長享・延徳にかけての衝突であった。

直接の動機は文明十七年山田の神人等岡本に番屋を設けて皇大神宮への通路を塞ぎ、參宮者の賽銭を獨專したと言ふ問題であるが^(千四)、それは遂に内宮方に同情した國司の山田征伐へと進展し、文明十八年十二月廿二日、外宮は同宮の神人の手にかゝつて焼亡すると言ふ未曾有の珍事を現出した。

之には流石の國民も恐懼し、内宮の荒木田氏經は之が爲に「愁歎不_レ斜、存命口借由_ヲ被_レ申、自_二當日_一及_二病氣_一」二十日後に逝去したのであった^⑥。

しかも事件は續行した。三年後の延徳元年六月廿二日宇治は山田神人の復酬に遭ひ^(千五)、火焰宮中に及んで諸殿舎多く灰燼に歸し、正殿のみ辛うじて免れたと言ふ内宮未曾有の慘事となつた。此等は神宮史上未曾有の不祥事であつた。

朝廷に於かせられては非常に驚かせ給ひ^(千六)、外宮焼失に當つては御神祇の有無を検知せしめられんとし、更に廢朝改元あらせられた。幕府も驚いて北畠政郷を責問した^(千七)。

纏て内宮焼けるや、その影響は延徳元年十月吉田兼俱の密奏事件ともなつて現れた^(千八)。時恰も「天照大神者丹後久世戸_ニ飛給_之由」の浮言もあつたのである^(千九)。斯く神宮に於て御神祇の有無が問題にされ、飛神明の説が信ぜられると言ふ事は、神宮に取つては致命的な問題である。かくて此の數年を以て神宮衰微の頂點とされてゐるが、事實は是より禰々深刻となつたのである。

⑥史料網本ニヨル、文明十八年十二月廿日條、(皇代記附年代記、文明十八年十二月廿日條)

先づ之を内宮に見るに⑦、一亂以前より正殿の所損追曰倍増し、御神祇は雨露に浸り給ふ有様であつたが、長享三年の宇治没落以後新に正殿の心御柱が退轉し^(千)、延徳三年には御殿正に傾倚顛倒の兆を見せ^(千一)、同四年八月には風雨の爲大被害があつた^(千二)。禰宜等は筆を極めて造替を請ひ、せめても假殿を是非造進し、御神體を奉鎮すべきを上陳した。然し、何等の御沙汰を蒙る事が出来なかつたので、此の儘では私の調法を以て儲殿遷宮する外に、御神祇守護の途がなくなつた。元來神宮の事を私の沙汰を以て處置する事は斷じて許されぬ。然し事態止むを得ずとし^(千三)、遂に御闡を以て神慮を窺ひ奉り、明應六年十月十二日、前遷宮より卅六年にして儲殿遷宮を行った。全々國家の保護を失つた當時止むを得ぬ處置であらう。かくて、神宮は恰も一般社寺と撰を異にせざる實狀となつた。

⑦延徳記「續羣書類從」延徳二年正月皇大神宮解狀、同三月九日解狀

外宮は文明十八年の焼亡に當つては、直ちに古殿に假遷宮が行はれ^(千四)、翌長享元年九月三日新造の假殿に奉遷申上げた^(千五)。纏て同三年八月十一日には古殿が炎上し^(千六)、更に延徳二年九月十四日には又御殿火あり^(千七)、爲に御神祇は一時調御倉に遷御し奉り、同十六日に別の

假殿に遷し奉った。重々の不祥事に、天皇は廢朝を宣下あり^(廿八)、尋で軒廊御卜を行はせ給ひ^(廿九)、更に祈謝の爲、一社奉幣使を發遣せさせ給ふた^(卅)。外宮はかゝる状態であるから、盜人屢々正殿及御饌殿を荒すと云ふ事があった^(卅一)。かくて粗末な假りの御神殿は次第に朽損を加へ、又相繼ぐ火災によつて遷御すべき假の御殿もなくなった。聽て地震があつて御神殿の破損大なるものがあつたので^(卅二)、遂に私の沙汰を以て假殿を造進し奉り、文龜元年九月十六日を以て儲殿遷宮を行ひ奉った。

斯の如く兩宮共に僅に儲殿遷宮による外御神體を保護し奉る外途のなかつた事は、神宮の衰微至れりと言ふ事が出来よう。而して此の状態は此後長く續いたのである。之は國體の亂れた時、神宮の辿らねばならなかつた必然の姿であつた。

第四節 祭祀の廢絶

凡そ神事は肇國以來朝政の基調とせられて尊重せられてゐる所であるが、特に神宮の祭祀はその根幹たり枢軸たる地位に居るものである。されば、天皇は皇女を御杖代と進めて大神を奉齋せしめ給ひ、四時祭には更に勅使を派して奉幣せしめ給ひ、事あれば臨時に奉幣して公の祈願を籠めさせ給ふ。而して恒例祭祀の目的は、

「天皇我御命尔坐。御壽乎手長乃御壽止湯津如^二磐村^一常磐堅磐尔伊賀志御世尔幸倍給比。阿禮坐皇子等乎毛惠給比。百官人等天下四方國能百姓尔至萬天長平久作食留五穀乎毛豐尔令^レ榮給比護惠比幸給止^①」

祈らしめ給ふにあつた。即ち天皇政治の根本の御祈願である。臨時祭も之に基く特殊事態に關する祈願である。かくて祭祀は、天皇政治の本務として嚴重に行はれ來つたのである。

①延喜式神祇祝詞 六月月次祭「十二月准^レ此」同神嘗祭モ大略同ジ

然るに齋王の制度先づ廢れ、朝廷では唯四度の官幣を遲滞なく派遣せられるばかりであつたが、應仁の亂後は重要な朝儀殆ど退轉する有様であつたから、奉幣使差遣の儀も自然延引停止の止むなきに立ち至つた。

四時祭とは二月九日の祈年祭、六月十七日の月次祭、九月十七日の神嘗祭、十二月十七日の月次祭である。今之に就いて見るに、奉幣の延引は寛正四年の九月の例幣より見られる^(二)。寛正五年には六月の月次幣延引。寛正六年には六月の月次幣及び十二月月次幣延引。文正元年には祈年祭幣例幣延引。十二月の月次幣使は、下向の途中山門の訴訟に依つて通路を塞がれて歸洛した。應仁元年には祈年幣延引。然るに六月・九月十二月の官幣は京都合戦に依つて全々御沙汰がなかつた。而して應仁二年には一として官幣の御沙汰がなかつた。應仁元年の祈年幣までは延引しても必ず奉幣せしめ給ふたが、こゝに官幣ハ全く中絶する事となつた。

かくて恒例の祭祀は朝廷の御儀退轉して唯神宮の神事のみが型ばかり行はれる事になつたが、奉幣の儀のみの祈年祭は奉幣ない時は自然廢絶する事となつた^(三)。四時祭すら斯の如くである

から、臨時祭の奉幣も御即位由奉幣・一社奉幣を除いては悉く典廢したのである。

かくて應仁以後は神宮では私に代品の幣物を調進し、型通り定日の祭祀を行ったが、既に祭祀御料を徴用すべき神領は乏しくなり、祭祀を行ふべき殿舎の荒廢亦甚しい戦國時代にあつては、祭祀に幾多の非違生じ、又延引停止に及ぶ事も少くなかつた。

戦國時代に出された夥しい廳宣解狀は、大半祭祀の退轉を憂へて神税を催促するを目的とするものであつた^三。然し神供は著しく闕乏したので御饌の供進疎になり、時には態々祭祀を延引せねばならぬ事さへ起つたのである。

更に殿舎の荒廢によつて祭祀に非違を生じた事も稀れではなかつた。一例を挙げれば明應五年の神嘗祭に當つては、内宮の正殿朽損して昇殿を遂げる能はず^四、従つて祭典退轉に及び、翌明應六年にも同様參昇を遂げ得ず^五爲に形の如く式計りを執行したのであつた。又外宮に於ては天文八年九月十六日夜の祭禮に於て^六、御殿の御戸鏤等落下し開き難いので、方便を廻らして刻を移した事が見えてゐる。況や屢々に亘る不祥事の爲、祭祀退轉した事は極めて多かつた。文明十八年の山田没落に於ては、其穢兩宮に及ぶに依り^七、共に三十日の觸穢となり、内宮に於ても翌年正月朔日御饌、七日・十五日の神事悉く延引し、明應二年再び山田没落の際には兩宮共に三十日の觸穢となつて、新嘗祭は九月廿九日に延引した^八。而して此等は神宮内部の墮落によつて齎された事は極めて深刻な問題であるが、更に重大な事は、祠官にして多くの牽人流離するものを出し、正員禰宜の闕替職があつても之を補ふ事が出来ぬと云ふ状態である。

かくて八天下の御祈禱を全うする事は斷じて出来ない。神宮の衰微窮まれりと云ふべきであらう。かゝる状態に於て神宮は如何にして守護され得るか。又如何にして復興される事が出来るであらうか。

第二章 神宮觀の混亂

前章に於ては神宮の衰微を形式の方面より瞥見したのであるが、此章に於ては之を思想の方面より神宮觀に於て考察したいと思ふ。

天照大神は 皇祖神として古來絶対の崇信を受けさせられた。日本書紀は天下の主として生れ給ふた大神を光華明彩六合の内に照り徹らせりと形容し奉り、日神としての信仰を捧げてゐる。而して大神が、皇孫に三種の神器を賜ひ御神勅を宣はせ給ふた事は、皇統君臨の大義を明にし、萬世を通じて動くことなき、皇國の國體の根本を定め給ふたものであつて、従つて神宮の宗廟としての絶対的存在は國民の深く認識する所であつた。

されば「天照大神惟祖惟宗尊無^レ二、自余諸神者、乃子乃臣、孰能敢抗^①」と言ふは古來より一貫した信念であつて、これは上代のみならず、又中世公家の間に於けるだけでなく、武家に於ても同様であつた。吾妻鏡は「天照大神者、豊秋津洲本主、皇帝祖宗也^②」と言ひ、源頼朝は「凡吾朝六十餘州、雖^レ爲^レ立^レ針之地、伊勢太神の御領ならぬ所あるべからず^③」と云ふ認識を有したと言はれる。

かくて神宮は國體觀念の上より、正しく認識され崇敬せられて誤る所がなかつたのである。

① 校本古訓古語拾遺、明治聖徳記念學界発行二六頁〜二七頁

② 吾妻鏡第廿五、承久三年潤十月十日條

③ 栗里先生雜著伊勢太神宮神領考の中に「常陸府中税所氏文書、建久五年二月頼朝在判の文書」として載せられてゐる

然るに佛教は此の傳統的な觀念に著しい混亂を齎す事となつた。即ち神佛習合本地垂迹の思想である。此の萌芽は奈良時代に伊勢神境内に大神宮寺の出來た處に見られる^(一)。聽て神宮寺は神境より取り拂はれたが、

これより大神と佛との習合が馴致される事になつた^(二)。而して日神としての天照大神信仰と日輪としての大日如來の信仰を媒介として、或は神道の王としての天照大神信仰と佛法の王としての大日如來の信仰を媒介として、天照大神は大日如來の垂迹であるとの習合説が成立するに至つた^(三)。而して大日如來の本地を盧舍那佛とし、亦日輪是毘盧遮那也とする考へは直ちに盧遮那佛を天照大神の本地とする事となつて「東大寺の大佛は盧遮那佛也、天照大神の御本地也」との所説を生んだのである。

是等は中世に大いに流行し、更に之を理論づけた眞言神道が成立する事となつた^(四)。眞言神道は大神を大日如來の垂迹とする説に分化作用を生じ、内外兩宮を密教の胎金兩界の天尊と觀じ、以て兩宮を大日に統一するにあつた。

今兩宮則兩部大日、色心和合成一體

而して此際兩宮を以て「一大三千界主^④」又「一切衆生ノ父母神^⑤」とし、更に「天照大神最尊神、無比干天下諸社、大日靈尊照天下、無晝夜通内外無息^⑥」と言つて大神に神としての最高の形容を與へてゐるが、茲には、皇祖神としての認識が見られぬばかりでなく、本地垂迹の思想から大神を以て本體盧舍那が衆生を度せんが爲に、空天を飛んで來て伊勢に鎮座されたもの

と説く。即大神は大日の垂迹たる意味に於て始めてその權威を認められ^(五)、その本質は佛性に轉換せしめられたのである。

又此の一派の三輪神道に於ては、天照大神の本地は大日尊であり、その垂迹は三處によつて名を異にし、天上では天照、大和三輪山では大神大明神、伊勢では皇太神であり、一躰三名である^(七)。又兩所太神とは伊勢大神宮と三輪であるが、その關係は三輪が本で、伊勢は末亦是迹である。之は一面大神社の神宮化を物語るが、名分を擾る事著しいものがある。而して之ハ本地佛を同じ大日とする所より導かれたもの、かくては神宮も諸社と相對的地位に立たねばならなくなつた。

④二所大神宮麗氣記の結論の所にある。⑤同書の始にある。⑥天照皇太神宮鎮座次第の始めにある。

此の垂迹説は天台宗にも入つた。天台神道は日吉神社を中心とするもので、釋迦の垂迹とする大宮によつて諸佛菩薩の垂迹である一切の神々を統一し、大宮權現を最高絶對神とするものであるが、其れは聽て日本の最高神である天照大神と結合し、大宮權現は天照大神の分身更には垂迹と考へられる様になつた^(八)。その場合天照大神は大日應化身であり、それは釋迦の善巧方便として垂迹されたものであつた。

「昔ヨリ此日本國ヲ天神七代地神五代シロシメシテ後ニ、天照大神伊勢國ニアトタレ給テ、内宮ヲバ皇大神宮ト申、外宮ヲバ豐受(脫カ)光ヲ並ベテ遠クハ百王ヲマボリ、寛クハ萬民ヲ助ケテ、其後ハヤウヤウ賀茂春日・松尾・住吉ヲ始メ奉ツテ、四方ノ神ダチノ國々所々ヲトシテ、王城ヲマボリ民宅ヲハグクミ給ヘルヲ、世ノ中ノ人日本國ハ神國トナリケレバナドヲモヒナラハシテ侍ハ、釋迦如來ノ御本意ヲ知ラザルガ故也、釋迦如來本ヨリ大慈大悲深クシテ、三界ハ皆有也ト思食ス故ニ、然モ一代ノ教主ニテヲハシマセバ、其計ナラズシテハ、何レノ佛菩薩聖王トテモ、日本國ノ中ニ地ヲトシテ、利益衆生ノ願ヲ遂ゲ給ハン事ユメユメコレアルベカラズ、マシテ光ヲ塵ニ同ジテ社壇ヲナシテ瑞籬ヲ顯ス程ノ大事ナレバ、神タチモ皆釋迦以來ノ善巧方便ヨリヲコレル事ナルベシ・・・(耀天記)」

かくて大神は釋迦の計らひにより、他の神々と共に、鈍根なる神州の民を佛見に入らしめんが爲の方便として垂迹されたものであり、又円宗擁護の役を果たされるに過ぎなくなつた。神宮の本質は全く没却せられ終つたのである。而してかゝる本跡觀は、更に神宮にも學界にも入つた^(九)。釋日本紀すら「天照大神御本地、大日之條柄焉者」と云つてゐる。かくては、大神は、單に佛の影たるに過ぎず、此の思想の普及する所、國民は神宮の本質を誤認し、正しい崇敬を失ふ事となつたのである。

又大神を觀音の垂迹とする説が、上代末期より行はれた事をも附記する事にする^(十)。

神宮觀の混迷は鎌倉新興佛敎に於て更に著しい。絶對の理法としての末法思想の自覺に起り、或は之に反抗し、或は之に順應して、末世の大衆救濟を第一義として佛敎の現實化大衆化を計つたのが新興佛敎であつた。而して此の場合人心救濟を偏に佛力に求めるものと、神の護國思想に掉すものがあつた。前者は禪宗・浄土宗・一向宗等であり、後者は日蓮宗である。

前者に於ては勢ひ神々と没交渉であり、神宮觀を見出す事は出來難い。否此等の宗派にあつ

ては神々ハ多くの實類の一種と考へられ、せめて護法の善神として容認されても、決して崇敬すべきものではなかつた^(十)。否神々こそ逆に佛者に随服すべきものであつた。親鸞は次の如く云ふ「念佛者は無礙の一道なり。そのいはれいかんとならば、信心の行者には天神・地祇も敬服し、魔界外道も障礙することなし(歎異抄七)」と。

又存覺は言ふ。「フカク本地ヲアカムルモノハ、カナラス垂迹ニ歸スルコトハリアリ、本ヨリタルノ迹ナルカユヘナリ、ヒトヘニ垂迹ヲタフトムモノハ、イマダカナラスシモ本地ニ歸スルイヒナシ、迹ヨリ本ヲタレサルカユヘナリ、コノユヘニ垂迹ノ神明ニ歸セントオモハバ、タダ本地ノ佛陀ニ歸スベキナリ(諸神本懐集「存覺」劈頭)」。而して大神は權者の靈神の一であり、佛の變化垂迹に過ぎない。かくて一向宗では大神の實在は認められても、崇敬は無意義として否定されてゐるのである。

然し法華經を以て國を護らんとした日蓮に於ては事情は稍々異なる。彼は末世に於て宗廟社稷神の國を護られる事を信じ、八幡の百王守護の誓、天照大神の威靈を説き^(十一)、又念佛行者の不敬神を反駁する程であつた^(十二)。然し乍ら彼の神宮觀の實體は一般と異なる所はなかつた。

即ち眞の三界の國王である佛に比しては「僅ノ天照大神・正八幡ナンド申スハ此國ニハ重ケレドモ 梵釋日月四天ニ對スレバ小神ソカシ(種々御振舞御書十七以下同處)」と云つて問題にならぬとして居り、更に法華經の行者たる日蓮の前では天照大神・正八幡は頭を傾け手を合せて伏座すべしとまで言つてゐる。

國の柱たらんと絶叫した彼ではあつたが、法華經の行者たる彼の前では大神は單なる國家守護の善神に過ぎず、それも法華經の勝徳によつてのみその威力を顯すことが出来るのであつた。かくて大神は聽て法華經守護の三十番神の一となり、後世神道家から嚴重な抗議を受けねばならなかつた。法華宗に於てすら斯くの如しである。況や神々を無視する新興佛敎が、清新活潑な布敎を展開しつゝあつた事は、思想上注目すべき事であらう。

思想界の指導者であつた佛敎家がかく神宮觀を混亂せしめつゝあつたに對し、神宮側は神宮の本質を宣明すべきであつた。殊に早くも神宮寺を拒み表面どこまでも佛敎を忌んだ神宮側としては、かゝる事態に對し自覺發奮する處あるは當然であつた。加ふるに内宮の荒木田氏に對する外宮の度會氏の對抗状態は、度會氏に於ける外宮の地位向上への學的研鑽を導き出した。茲に度會神道の出現を見る事が出来る。

先ず外宮の地位を高める事は、書紀を改作して豐受大神を天御中主神亦は國常立尊と同一神で別名であるとする事によつて達成された^(十三)。又本地垂迹説に對しては天照大神の出現を天地開闢以前の混沌に遡つて求め、こゝに宇宙の元靈とも云ふべき大元神「虚而靈」、「一而無レ體」ものを國常立尊に認め、天照大神は此神の形體具備の最初であるとする事によつて、大神に本地佛のない事を主張したのである^(十四)。

即ち宇宙の元靈神の認識に到達する事によつて、神宮觀に一元的な不動の根據を求め得たのである。而して此の根據に立つて「兩宮者天神地祇大宗・君臣上下元祖也、惟天下大廟也、國家社稷也(御鎮座傳記)」を宣明し、更に「大日本國者神國」であり神皇一體である所の大義を説

き、元々本々「寶祚之隆、與三天壤無窮矣」所以の道を唱導したのである。かく傳統的な神宮觀を維持發展せしめ、日本道義を明にした事は、一は直接建武中興の源動力となり、一は正學の源泉となつたのである。

然し乍ら外宮の祭神即ち本來天照大神の御饌津神であらせられる豊受大神を、天御中主神亦是國常立尊に附會した事は新たな神宮觀の混亂歪曲であつた。此事は豊受大神をして豊受皇大神更に天照止由氣皇大神とも併せしめる事ともなり、當時に於てすら正學の士の看過容認する處とならなかつた^{〔七七〕}。これは中世、大神宮・皇大神宮の名稱が濫用された事と共に大きな名分の亂れであると思ふ。

以上の混亂は要する處佛教の壓倒的勢力を最大の原因とする。此事は一面神觀の發達を促進せしめる事にはなつたが、日本人の思想的混迷を來した事重大なるものがある。先づ大神が和光同塵の佛と觀ぜられた事は^{〔七八〕}、宗教至上の中世に於てハ却つて神宮信仰を促進普及せしめる事となつた。然しその信仰内容は個人主義的なものであり、現當二世に於ける靈驗の祈願であつた。朝廷に於いて堅く禁斷せられてゐた私幣私禱の行はれる様になり、それを普及する思想的な背景が出来上つたのである。

又神佛習合は「神地變じて佛地となる」事を齎す道理、神跡變じて寺院となり^⑦、神稅轉じて佛寺に輪せられることもあつたのである^⑧。況や新興佛教の中には神宮の權威を全く無視し、敬神をも否認する側のあつた事は、神稅不納・神領押領・役夫工米忌避等利己心の發揮の上に甚だ好都合であつたに相違いない。又かゝる佛教思想は神宮側にも深く浸潤した^{〔七九〕}。神宮法樂が容認され、次で法樂寺を始め神境寺院が建てられ、更に之が修造を助縁し之に神領を與へる事が神忠であると考へられた事は、度會神道の主張にも拘らず、事實上は彼等の佛教への屈伏を意味してゐる。

其事は思想的にも表明されてゐる^{〔八〇〕}。即ち「神明之利生讓佛陀夏」の説が出来、之が行はれた事は、天照大神を佛より上であり、本であるとの主張に外ならないが、同時に現實に於ける神廷での崇佛を説明するもの、佛力の前に自らの無力無權威を告白してゐるものである。

かくて神宮の本質を發揮せん事を志とし、又そこに偉大な力を發揮した度會神道は、更に内實の雜駁不徹底を純化すべきであつた。而も度會神道の、新に齎した兩宮關係の混亂は、經濟問題と關聯して兩宮神人の對立抗争の原因となり、一面御師の對外活動を刺激促進しつゝ、他面幾多の大不祥事を惹起し、神官の衰微を加へる事となつたのである。爰に度會神道も根本的に批判是正せらるべきものである事自ら明かである。

概して言へば神宮觀の混亂は直接間接神宮の形式的衰微を齎らす一つの原因となつた。然し同時に不純ながら、神宮信仰を普及發達せしめる要素でもあつた。然らば衰微の極にある神宮の興亡を決定する國民の神宮崇敬は當時どの様な状態であり、どの方向に向ふものであつたか。次に神宮の存亡のかゝる所を此の點に於て一瞥したいと思ふ。

⑦註十九ノ五(廿二) ⑧(第一章第二節註十四ノ一、又、續羣書類從卷二十八釋尊寺舊記建久三年正月廿六日在辨官下伊勢大神宮司 參照

第三章 神宮崇敬の普及

第一節 崇敬普及の外的由縁

神宮崇敬乃至信仰は國民の間にも古くから見られる處であつたが、それが一般的に普及したのは中世、特に中世後期に入つてからである。即ちそれは神宮の衰微に逆行してゐるが、その實狀を見るに先立ち、先づその由來する所を一般的事情より考へて見たい。

第一に思想方面より考察するに、之を神宮觀の發達に見る事が出来る。神宮觀の混亂は大略前章に述べた通りであるが、神宮觀は一面かく混亂されつゝ他面不斷の發達を遂げつゝあつた。それは先づ天照大神の諸神統一の思想に見ることが出来る。大神を絶對的に崇信し奉り、諸神との比較を許さぬ事は傳統的なものであるが、同時に諸神を「乃子乃臣」として大神に統一する思想が起つた(一)。之は既に古語拾遺に見られる所であるが、以後傳統的な思想となつて中に益々強調せられた。

之は長寛勘文・皇字沙汰文を始め伊勢神道系の書にも、佛徒の書にも屢々見出される所である。而して此の思潮は神佛關係にも及び、所謂神本佛跡思想を導き出し、天照大神を宇宙の實在的統一者として佛菩薩をその下に從属せしめんとするに至つた。

此の思潮は逆に諸神の神宮化乃至神宮接近を齎らした。長寛勘文(二)中に熊野權現を神宮に習合する事によつて、その權威を顯さんとする考への見られるのはその最も早いものであらう。又中世中期に於ては、三輪神道に於て大神神社の神宮化が見られ(三)、天台神道に於て日吉神社の天照大神化が見られる(四)。八幡宮も天照大神との關係に於て認識されてゐる(五)。戰國時代になると春日の神も神宮に習合して考へられてゐる(六)。天照大神を中心とする三社託宣の流行了したのも、一面かゝる思潮の現れであらう。

此の様な思潮は神宮を絶對とする信念が脈々として民心に流動しつゝある事の反映でなければならぬ。更に言へば、此の分裂し不安に満ちた時勢に於て、思想の統一、信仰の歸一を天照大神に求めんとする深刻な宗教的要求を意味するであらう。而して之が一般的でなく又強いものでなかつたにせよ、かゝる思想は逆に國民の神宮信仰を刺激し、聽て此の思想の廣まる處、曾ての諸社寺への信仰は次第に神宮信仰へ轉換没収される事となるのである。こゝに神宮崇敬の普及する思想的準備は整へられつゝあつたと言ふ事が出来る。

第二には嚴重なる私幣私禱の禁の空文化した事である(七)。私幣禁斷の制は神宮の本質上當然の事であつた。然るに此の禁斷が再三出されねばならなかつた如く、神宮に對する私の奉幣特に謀反の爲の奉幣は古くより行はれてゐた。然し朝威嚴然たる間は決して一般的とはならず、従つて神宮は國民的信仰の對象となる事はなかつたのである。

然るに中世に入つて朝權衰へるや私幣私禱は公然と行はれる様になり、聽て神宮内部に御師と云ふ専門機關が出来る様になると、嚴重な禁制も殆ど顧られなくなり、國民は自然神宮に赴く様になつた。今は自由に私の信仰を捧げる事が出来るのである。かくて、神宮は國民信仰の

對象となる事が出来たのである。

第三に考ふべきは時勢である。國家の危機に於て御神威の發現の希祈せられること中世に於て特に著しいものがあつた。文永弘安の役に於て、又建武中興に於て、而して此の間に御神威は暗々裡に民心に浸透して行つたのである。されば應仁の大亂更に引續く戰國時代に於て、國家正に破滅せんとする世相に直面した國民が、深く御神威を仰ぎ奉り頼み奉らうとするのは自然の勢であつた。それは次の將軍義政の立願によつても窺ひ得られるのである。

立申 皇大神宮所願事 ①

一、四度官幣不可有懈怠事

一、造役夫工（米脱カ）嚴密可加下知事

一、諸別宮造立事連々不可存等閑事

一、可遂參宮事

一、毎年不闕以代官參宮事

右五箇條立願之旨趣者、今年相當三合之歲、加之出現重變也（之）恠、謹慎尤無雙也、就中兵亂及歷年、靜謐期何日、朝仰天道夕祈聖運、唯願凶賊忽令頓滅華洛速屬平安、微臣保息災之運命、全如意之政務愚息消災延命、而相叶聖理之善政、一天安全四海平定、諸國豐饒萬民快樂者偏是可在神明冥助、仍啓白如件

文明二年三月九日

准三后義政

皇大神宮神主

神明の冥助に非んば、大は國家より小は一身の安きを得る事が出来ないと言ふのは、當時の國民の一般的な考へ方であつたと思はれる。かくて世相は國民の神宮信仰心を大いに刺戟し、戰國時代に於てこそ却つて神宮信仰の深化普及を齎す事となつたのである。既に思想的に神宮信仰普及の機縁は熟して居り、私幣私禱の禁制は空文化してゐる。國民は自ら神宮に集つて來る道理である。而して之を觸發し助長せしめたものは神宮側の活動であつたのである。

①（大日本史料文明二年三月九日條）

第二節 神宮側の活動

中世後期に於ける神宮崇敬乃至信仰の一般的風潮に應じ、之を促進し指導して行くものは神宮側であつた。即ち之を促進普及し國民的に展開せしめたのは、直接御師の活動に依る處であり、之を思想的に指導したものは伊勢神道であつたのである。

伊勢の御師が道者との間に師檀關係を確立し（一）、堂々たる専門機關として廣く活動する様になつたのは中世後期になつてからである。本來公武特定者の御祈師として發生した御師が、祈禱師・宿坊として大いなる發達を遂げるに至つたのは、その活動が個人主義的宗教心を基とする神宮信仰の風潮に投じたからであるが、同時に神宮の經濟的不如意に基く神人自らの積極的活動に由来する。従つて神宮經濟の困窮した中世後期に於ては、専門の師職家のみならず、正員

の禰宜等も御師の業を營み、私生活の安定・家格の保持に努めたのである。

かくて師職家を主體とする御師達は神宮の御神威を背に負ふて日本全國に網の目を張り廻らせた。曾て殆ど全國的に御厨御菌が散在して居った事であり、又二十年毎に順次六十餘州に亘つて役夫工米が課されて居た事であり、此等の神役を通じて、偏に天下萬民の利益として御神威は直接地方に及んで居たので、御師の活動は決して困難ではなかつた。御師は、或は地域的に、或は民族的に、或は先達單位に、師檀關係を確立して行き、斯くして得た檀那道者に對しては毎年手代を派し、或は自ら出掛けて行き、御祓大麻を配つて御初穂料を収納し、參宮を奨めたのであつた^(三)。かくて一般國民の腦裏に力強い神宮信仰心を布植しつゝ、莫大なる収入を得つゝあつた。

當時神宮は唯一絶対の神として次第に民心に映じ來りつつあつたから、兩宮の御師等は上下より非常に優遇され尊敬されて羽振りがよかつた。殊に地方武將は御師に深く武運長久を托する様になり、従つて屢々上る願文には莫大な祈禱料を付し、亦ハ附する事を條件としたのである^(四)。

かゝる事情から、領主の中には自己の御師に對し、領内參宮輩の定宿を保證すると言ふ事もあつたのである^(五)。斯の如くして御師の活動は禰々活發となり、文祿三年の師職帳に依れば御師の人数は百四十五人：御師の住所からみて外宮だけではなかつたと思はれる：に及び^(五)、その活動の周密となつた事は、御祓賦帳の緻密な記が之を物語つてゐる。

かくして御師の活動は一面神宮經濟の不如意を救済し、他面神宮信仰を全國的に普及せしめたのである。其間私利私欲に目眩して、檀那道者の争奪あり、賣買あり、或は御神徳を利己に利用して御神意を冒瀆し名分を擾るあり、更には金勢に驕つて祠官を壓迫するあり、兩宮神人の大戦亂を展開するあり、幾多の弊害が出来たが、國民の内面的欲求に投じて私的信仰心を増長させつゝも、御神徳を説いて、御神威を全國的に光被せしめたであらう事は否定し得ない處である。

又宇治橋の造替更には殿舎の造替に盡した勸進僧尼の活動も同様な役割を果したであらう。

偕て御師の活動が神宮信仰普及の推進力となつた事は前述の通りであるが、之を指導し純化する力は伊勢神廷に於ける傳統の精神、就中伊勢神道に依つて養はれた神宮祠官の魂であつたらう。蓋し國民の神宮信仰が多分に功利的な要求に發足し、御師の活動亦此の風を助長しつゝある時、一面に於て之を容認しつゝも、更に之を超越して神宮の本質を發揮し、國民の信仰を正しい目標に向かつて歸一せしめる力は正に此處に求めねばならぬ。

吉野時代、忠臣度會家行没して後、神宮祠官には特別の學者も人物も見出す事が出来なくなつたが、應仁文明と言ふ神宮の衰微、特に深刻を加へつゝあつた時、心膽を碎いて之を支へ神宮を守護し奉つた人に内宮長官荒木田氏經があつた。

彼は内宮の責任當局者として限らない悲哀を嘗め續けて來たが、外宮焼失と云ふ未曾有の變事に遭ひ、存命口惜しとしてその痛ましい一生を終つたのである。此の變事以後神宮は長く困窮

の境涯に陥つたのであるが、氏經の志は細々乍ら極く小數の祠官によつて繼承せられ、その一人に荒木田守晨を見る事ができる。

彼は茲に永正記を著した^(六)。此著は祠官の心得を説くこと條理を盡して居り、禁忌觸穢の規定の記は此類の書で最も整備したものであると言ふ。かゝる時此の著をなした意趣は何であつたか。「爲^下興^二神道荒廢之家^一、改^中神家衰滅之道^上」、又「爲^下備^二忠於神明^一、致^中孝於先祖^上」であり、而して「神明快然之祈、天下泰平之政、甚欲^レ勵^二忠勤^一」を志としたものであつた。斯の如く祠官の本務を自覺し、それに全生命を捧げた人のあつた事は、當時に於ては偉大な光であつた。而して此精神は神宮信仰の普及に於ても直接大きな力を及ぼし、神宮の本質を發揮（顯現）せしめたであらう。即ち此の精神は解狀を通じて、公卿より朝廷に及ぶだけでなく、神廷の空氣を覺醒せしめて、御師參宮者を通じて萬民に及んだのである。

第三節 參宮の盛行

神宮崇敬普及の具體的な姿は、先づ參宮に於いて見られる。蓋し參宮こそ神宮崇信の最も端的な表れである。參宮は私幣禁斷の制とは關係なく國民の崇敬の誠を捧げ奉る所以として、既に上代より見られるのであるが^(七)、中世になつて此の禁制が空文化し、神宮が私的信仰の對象となり、御師亦活動を展開するに及んで、漸く一般的となり、室町戰國時代に入つて相當盛となつたのである。

即ち上は公卿の社會より、下は庶民に至るまで、北より西より數十人、數百人の群集が陸續として伊勢に集つて來た。それは戰國亂離、不便困難の著しい時代になつて却つて盛んとなる傾向を示したのである。

參宮の實況を見るに先立ち、戰國時代に於ける交通の不便を考へねばならぬ。當時交通上の最大の妨害は、經濟的に交通を阻害する關所であつた。參宮街路上の關所の驚くべき多數は既に明にされてゐるが^(八)、その爲道者の蒙る迷惑は一通りでなかつた。而も關所の設置は臨時に隨所に行はれた爲、二十餘州參宮人悉以消魂失信心^(九)と云ふ事もあつた。此等の中には神宮側の構へたものもあつたが、多くは伊勢國司の設けたものであつた。加え、國司は自己の上司に對しても參宮を拒否し^(一〇)、或は過書を制限し^(一一)、將軍の代官に對してさへ過書を認めず課税し^(一二)、甚だしきは神宮神役に關する交通にも何等の特典を與へぬ事があつた^(一三)。

かくて神宮は固より天下の迷惑は並々でなかつたが、神宮の抗議^(一四)も幕府の問責^(一五)も無効であつた。従て甚だしい參宮の妨害は戰國時代を通じての事であつて、國司が關所を開放したのは、唯遷宮の時^(一六)と重病になつて神罰を祈謝した時^(一七)ばかりであつた。況や參宮の妨害は伊勢に於けるのみでなく、興福寺の六方衆や大和の越智氏は國司と争つて國境の關を閉じて參宮路を塞いだ事もあり^(一八)、更に地方より此處に至るまでの交通の不便困難は蓋し想像に餘るものであつたらう。かくて參宮の志あつても仲々伊勢に達するを得ず、伊勢に入つても夥しい關所の爲に人々の迷惑は甚だ大きかつた。而も參宮は盛となつた。

朝廷に於いては官幣を捧げ給ふ事は出来なかつたので^(十三)、せめて代參の意味に於て官女を遣して祈らしめ給ふ事は屢々に亘つた。又將軍の參宮は前例のない事であるが^(十四)、明徳四年の義満の參宮を始例として應仁までに六回を算し、大亂以後は不可能となつたが、その代り、將軍の室・側室の參宮が之に代つて現れる。義政夫人日野氏は文明十一年、十六年、十七年の三回に亘つて參宮を遂げ^(十五)、その行装は善美を盡した。

公家武家に於て斯の如くである。従つて近侍の公卿武士の參宮は夥しいものであつて、それは風をなして京都附近の參宮を盛化し、中央の風潮更に地方に波及し、爰に地方武將の參宮も漸く見られる事となつた。

伊勢國司や近國の武將は當然としても、當時遠國よりする參宮は餘程の事であつたと思はれる。文明十三年大内政弘の宰陶弘護・同十五年伊達成宗・永正九年土岐頼秀・同十二年大内義興はその一例である^(十六)。而してその儀容は堂々たるものであつて、義興ハ事前に參宮従者行列の例規を伊勢貞陸に問うてゐるのであつた。

古くより見られる僧侶の參宮も戰國時代に入つて盛となつた^(十七)。當時神宮では表面佛教を忌み、爲に僧尼は特定の僧尼拝所より内に入る事を許されなかつたにも拘わらず、近畿地方の僧侶は争つて參宮を遂げ、彼等の中には早くも伊勢講を組織した者があつた。

庶民に於ては古くより最も盛であつたが、當時禰々盛となつた。室町時代の參宮記によると參宮者の極めて多かつた状態が描かれてゐるが、その大部分を構成するのは庶民であつたと思はれる^(十八)。大内家の壁書によると文明年間、長防方面より多數の參宮者のあつた事明らかであり^(十九)、又永正六年には奥州白川に於て庶民の大參宮團が組織せられてゐる^(二十)。かくてその範圍は大體全國的であつたと思はれる。

爰に於て著しい交通の妨害を冒して、その志を遂げんとする彼等の至情が見られるのであるが、當時貴人の參宮が盛んであつたから、彼等は多くその驥尾に附して目的を遂げる事が出来た^(二十一)。否地方庶人に限らず、交通不便を知悉する參宮街路近傍の人々は、貴人の參宮を待ち構へる状態であつた。

以上の如き參宮の盛行は、神宮に對する举世熱烈なる信仰を意味するものであるが、それは參宮の態度に於ても窺はれる。當時參宮に當つて、精進潔齋を行ふこと極めて嚴重であつた。貴人は普通精進屋に入つて二日の精進をなし、出發の朝は精進風呂に浴し、然る後に京都を發つのであつた^(二十二)。應て伊勢に入り宮川に着くと、此處で行水を行つて身心を清めた^(二十三)。それは身分年齢を問はず、僧形であると老體であるとを分たなかつた。

神事に清淨を第一とするは常識であり、人々は何れの社參に於ても之を心掛けたが、神宮に於て特に嚴重であると云ふ事は、神宮に對し奉る氣持の反映である。

「此河にてこりかくと申事は、さしも本説もなきよしを、社家のともがら申侍るよしうけたまはりぬれとも、なを塵勞をすゝき、心神をきよめんためにてぞと覺侍れば、……(室町殿伊勢參宮記)」

「皇太神の本誓ニ經咒を誦せず、佛法をいはず、三業をきよめて、一心をたゞしくするのみな

りといふ。・・・佛とも法ともいはし宮河にすゝきて口のとははきよめつ。(耕雲紀行)

然らばかゝる態度を以てする參宮は何を目的としたか。そこには現當二世に於ける色々な祈願が見られるのである。

たのむそよ内外の宮のゆふたすき かけてをめぐめ 此世後の世(伊勢參宮紀行 堯孝)

しかし、之が全部ではなかった。眞に國體の自覺に立つた祈りは見られぬけれども、公武の人々は天下國家の靜謐を祈願したのである^(廿四)。又坂土佛と同様な心境を以て、何ら祈り願ふ所なく、廣大無邊の御光の下に法悦に浸り、純なる涙を流す人々も、少なくはなかったのである^(廿五)。

なにをかは わがねきごとゝ思ふべき たゝ神かきにむかふばかりぞ(室町殿伊勢參宮記)

天てらすひかりは よもをもらさねば 今日わかるとも 神は思はし(耕雲紀行)

而して私の祈りを捧げる人々にあつても、その心底には、此の様な素直な日本人本然の氣持が流れてゐた。否俗的な信仰の中には、赤子の父母に對するが如く、大神の御光に甘へる氣持が見られるのである。而も神廷の風物「かけまくもかしこき神境」(耕雲紀行)はそれらの迷蒙を自然に純化し、大神の御光は彼等の心底を照徹し給ふたのである。

かくて參宮は戰國時代に於ける日本人の内面的宗教的な要求を満足せしめ、御神徳を深く人心に浸込ませる事となつた。而して參宮の普及する所御神威は次第に光被される事となつたのである。從て伊勢は神國であり、神宮は國民信仰の歸一する所となり、衰微の極にあつた神宮は爰に、民心の中にその權威を取り戻したのである。天文十八年伊勢に漂着した明人の參宮した事^(廿六)、永祿十二年織田信長が伊勢に侵入した時、國司方は神軍故必ず勝つとされた事は、御神威に對する民心の自覺を示すものであらう^(廿七)。

第四節 神明社の創建

はく御厨御菌等神領の地に祭られたのであるが^(二)、中世後期になつて神領地とは無關係に新に私に創建される事となつた。

古來神宮では原則として、個人による自由の神宮勸請を神意に背くものとして堅く禁斷する掟であつた^(三)。然るに大神の靈威に對する信仰の高まつた中世後期には私に大神の分靈を勸請し奉らんとする考へが起つて來た。

既に當時は大神の自由意志としての飛神明の思想が流行してゐる。内宮の火災に當つて天照大神の丹後飛行説があり^(四)、又吉田兼俱の密奏事件に於いては大神宮が吉田社に移り給ふたと本當に信じた人があつた様であり^(五)、又備後國の今伊勢神明社が焼けた時は、御神躰が「遠飛而自避^(六)災火^(七)」^(五)と云ふ事の如きは飛神明思想の一つの現れであらう。

かくて此の様な思想を背景として「或号^(八)御託宣^(九)或僞^(十)飛而御坐^(十一)恣奉^(十二)造^(十三)立正殿形^(十四)」^(一)とが各地で行はれた。之に對し神宮祠官等は「是全非^(十五)敬神^(十六)只示^(十七)嚴重之由^(十八)、兼^(十九)諸人參詣之幣物^(二十)存^(二十一)私依怙^(二十二)計也 神慮難^(二十三)測以^(二十四)凡慮^(二十五)奉^(二十六)犯^(二十七)神慮^(二十八)之段併神敵輩也」^(二)と言ひ、更に「如^(二十九)此背^(三十)法所行偏神道之廢段非^(三十一)本朝衰微之基^(三十二)乎、爲^(三十三)神爲^(三十四)君不忠也不信也」^(三)と慨歎し、之を

停止し破却せんことを請うてゐるのである。しかし乍ら此等の解状は何等の力を持つ事も出来ず、中世後期更に近世に亘つて神明社の自由創建は可成り多く行はれたのである。

① 享徳二年二月十六日皇大神宮主解状享徳神明勸請停止記（神宮文庫） ②・③同前

一例を廣島縣沼隈郡神村鏡山鎮座今伊勢宮に執らう。社傳によれば^(六)、當社は元泉州堺に祀られたのであるが、その由來は次の通りである。

應永三十三年堺庄主荒木田大夫平朝臣末次が參宮し、誠心精一神徳を祈り奉ること七日七夜、其の満曉に至つて夢告あり。其の神告は「汝曾信^レ我深矣切矣由^レ是今我與^レ汝、汝尋^ニ私於華表左右^一有^ニ青石^一即是我也、汝懷^レ之而歸^ニ本庄^一立^レ祠^レ之、必得^レ福焉」と言ふのであつた。果して左砦上に一青石の五寸許りにして光輝あるを得、頓首百拝乃ち供奉して歸つて祀つたのが當社の起りであると言ふ。

即ち當社の建立は荒木田末次の深い神宮信仰に基く個人の自由創立である事を傳へてゐる。纏て當神明社は現在の地に遷座されたが、此處では領主以下地方民の非常なる崇信を受け「爾來日夜千億萬人遠近無^レ隔日詣祈^レ福無^レ不^レ驗矣」と言ふ状態を呈したと言ふ。兎も角地方信仰の中心となつた事を傳へてゐる。而して此の神明社信仰は「祈^レ福」の爲であつて、大神の御託宣に「必得^レ福焉」とあつたといふのと相應して、當社は地方私的信仰の對象であつた事を物語っている。

次に所謂勸請になるものを周防山口の高嶺神明宮に就て考へよう^(七)。當社は大内義興の創建にかゝる。先づ永正十五年十月、義興の下知によつて現在地に社殿建立が始められ、所謂外宮は永正十六年十一月三日に落成を見、内宮は同十七年四月八日に竣功を見た。纏て同年六月十二日、義興の御師である山田の高向二頭大夫光定が山口に下着し、同廿九日、神明勸請遷宮の盛大なる儀が執り行はれたのである。

此の神明勸請は、彼義興の「宿願」であつた。彼は先に永正十三年參宮を遂げてゐるのであるが、斯の如き神宮崇敬が結實して、高嶺神明宮の創建となつたものであらう。

社傳に依れば此の勸請は勅許を得たものであり、現存の「高嶺神明宮」なる額は、勅額であると言ふ。今之を徴證することは出来ないが、當時の義興の力を以てすれば、或はあり得た事であらう。兎も角此の挙は義興の深い神宮崇敬の念に出たものであつて、大内氏に忠勤の事績のあつた事と一脈通ずるものであらう。兎も角此の舉は義興の深い神宮崇敬の念に出たものであつて、大内氏に忠勤の事績のあつた事と一脈通じるものであらう。而して茲に注目すべきは勸請遷宮の儀に御師高向二頭大夫の加つてゐる事である。彼は山口に下着してより神主として一切の神事を滞りなくすませ、御馬料二萬疋其他の進献を得て翌潤六月二日山口を發足してゐる。

彼が果たして御分靈を奉じて下向したか否か明記がないが、神明を勸請せんとする義興が、高向に欺かれたものでない限り、神宮祠官は經濟的關係に於て神明社の自由勸請を黙認したものと云はねばならぬ。

高嶺神明社はこれより大内氏の力によつて經營せられ、大内氏の力の及ぶ所、防長二州は固

より北九州各地からも盛に参拝寄進が行はれる事となり、その状態は毛利氏の時代になっても同様であった。

之を要するに神明社建立の動機には或は経済的利益に重きを置くものもあつたであらう。而し之も當時に於ける神宮信仰の風潮を背景としたものである。況んや大部分の神明社の創建は時代の風潮としての神宮崇敬乃至信仰のあらはれである。而して神明社の建立が可成り多かつた事は神宮信仰普及の證據に外ならぬ。固より此等は純正なる神宮崇敬を意味するものでない。けれども御神威が漸く國民に復活しつゝあつた事を物語り、更に新しく御神徳を地方民に光被せしめる事となつたのである。

第五節 神領寄進

室町戦国時代に入って神領の激減した事は既に明にした通りであるが、聽て戦国時代末期になると逆に神領寄進の事實が見られる様になつた。而してその早いものは應仁の亂直後に之を見ることが出来る。

戦国時代に入って最初の神領寄進は、應仁二年幕府が伊勢高島之地を大神宮に寄附した事に見られるが、それは天下靜謐の祈りの爲であつた^(一)。此事は文明二年の義政の皇大神宮への立願とその精神を一にするものであらう。次で文明四年渡部四郎五郎同永源庵が、内宮一神主に御祓散供米且者御供料として林東庄内で一反半を寄進して居る^(二)。

此等は従前の御厨御菌と性質を同じうするものであると考へられるが、その名を用ひてゐぬ事は注目すべきであらう。然るに此後暫くの間は殆ど神領寄進の事は見られぬ様である。聽て戦国時代も終りに近ずき新に天下統一の氣運が見られる様になると、地方武將にしてだんだん神領を寄進する者が出て來た。而してその大部分は御師を通じての寄進であつて、従前の口入の神主を通じての御厨御菌の制とはその形式を異にするものである。

その早いものは、明應七 years 上杉房能の慶寄進に見られる^(三)。この寄進状では充名が御師になつてゐるけれども、蔵田文書中にあるから恐らく御師蔵田氏を通してのものであらう。次にこれらの主要なものを列擧しよう。

天文四年宇都宮藤原俊綱が佐八與次に與へた安堵状により俊綱の兄忠綱が氏家郡栗嶋郷を寄進した事明であり^(四)、天文廿年には德雪齋周長、岡本郷之内石高三貫之地を寄進^(五)、永祿五年には下野小山秀綱、寒川之内千足の所を寄進^(六)、同十三年には南部新右衛門尉秀就が江州淺井郡青井郷内に於て壹段を寄進^(七)、元龜元年には朝倉景遐が一町四反之地を^(八)、同年上杉謙信の將河田長親、越中飯坂村以下數ヶ所を寄進^(九)、元龜二年今井慶十郎、江州淺井速水河辺庄の内で一段を寄進^(十)、天正三年瓜生宮内助御供田百俵之處^(十一)を、同六年今村與次郎長治は田地壹段の地を寄進して居り^(十二)、天正十年信濃の青柳頼長は田地貳拾貫文の所を、同十一年には同人更に四拾貫文之處を寄進^(十三)、同年稲葉一鐵は五千疋之地を^(十四)、同十二年には信濃

松本の小笠原貞慶、同國次柳郷百貫文の地を^(十五)、天正十八年福嶋左衛門大輔正則は与州北条村の内百石を、彼は文祿四年更に中嶋郡七寺の内百參拾石を^(十六)、天正十九年羽柴三左衛門尉、參州で二百石を^(十七)、慶長六年池田照政、赤穂郡高田之内四百石を^(十八)、同九年山内土佐守一豊は吾川郡畑村にて百石を^(十九)、同十年松岡市右衛門定正は知行の百分一を永代寄進する事とし^(廿)、同十二年池田次兵衛長幸、上美郡吉成之内百石を^(廿一)、同十五年池田輝政更に淡路國に於て百石を寄進^(廿二)、同十八年池田忠繼、播磨國赤穂郡高田之庄宇治山村内貳百石及津名郡室津庄里村之内百石を^(廿三)、同年池田玄隆、饒東郡平野村内三百石を^(廿四)、元和四年因州大守池田幸隆、伯耆國河村郡田尻村内百石を寄進してゐる^(廿五)。

以上は偶目するものの大略に過ぎぬが、更に多くの武將大名が相當多額のものを奉り、此等の惣高は御巫直清氏に依れば六千餘石とされて居る^(廿六)。

然らば此等神領寄進の目的は何であつたか。多少の例外が考へられるが、概して言へば武將としての現世利益の祈願の爲であつた。その著しいものは次の寄進狀である。

奉寄進 ①

伊勢大神宮於□田地掘金與三郎兵衛分拾貫文 本町之彦六分拾貫文合而貳十貫文永代之所也
右意趣者 武運長久 息災延命 子孫繁榮 軍陣勝利 怨敵退散 知行重々 家風豐饒 心中所求 如意満足之御祈念 奉憑外無他 仍精誠之旨如件

天正拾年壬午

青柳伊勢守

極月吉日

藤原頼長(花押)

宇治七郎右衛門尉殿

此等は斯の如く名目は大神宮への寄進であつたが、その支配は名宛の御師の手にあつた。固より例外はあつたが、大部分は年々の祈禱料亦特殊祈願の禮物として自己の御師に寄せられたものであつて、斷じて神領の名に価するものではなかつた。晩年の秀吉は此の點を明瞭に區別し、御師上部大夫に與へた千四百五十石以上の所領は神領としてではなく、御師に對する扶助料の名目を取つてゐる^(廿七)。近世諸大名の所謂神領寄進は殆ど此の意味のものであらう。

以上新たなる神領寄進は、主として戰國末期より近世初頭にかけての著しい現象であつた。此事は此の時期に於て武將の間に、御神威が最も高く仰がれた事を意味するものであらう。

固より私的信仰の表れに外ならないが、天下統一の時期に於て、天照大神がかくも信仰の中心となり給ふた事は注目すべき所であらう。かゝる武將達の態度は、殘存の神領保護ともなつて現れ^(廿八)、全く隔世の感を深くさせるのであるが、此の様な實力者の深厚なる神宮崇敬乃至信仰は、不純ながらも此の時期に於ける神宮復興の力となり得るものであつたのである。

①大日本史料天正拾年十二月條

第四章 神宮の復興

第一節 神宮復興の志

戦國時代に入つて神宮衰微の極に陥り給ふた事は、心ある者の限りない悲歎であつた。それは我主君として日夜之に奉侍してゐる神宮祠官に於て特に深刻であつた。彼の外宮の焼災に殉じた一代の神忠者荒木田氏經の事は抑々何を物語るであらうか。

それは餘りにも痛ましい神宮衰微の産んだ悲劇であつた。「臣ノ忠ノ結句ニハ、主憂フル時ハ臣勞シミ、主辱シメラル時ハ臣死ストテ、人若シ神ヲ蔑如シ奉リ、神慮憂給フシルシ有ラバ、神官擧テ悲歎シ、眞實ニ神威若シ輕シメラレストガメ給ハバ、祠官モ僧侶モ同心ニ命ヲ捨テ給フベキ者也①」之は今氏經に於て見られねばならなかつたのである。

而も神威を輕しめ奉る事は、單に神宮外にある計りでなく寧ろ内部にあつた。屢々に亘る兵亂は何を物語るか。此時に當つて唯神宮を守護し神意を安じ奉るべき祠官等さへ多くは窄人流離し、然らずんば私の營みに耽つた。爰に神宮は外より内より衰微し、問題は益々深刻を加へたのである。

然し此の間、自覺ある祠官は決して絶無でなかつた。却つて自覺は激發せしめられた。氏經の志が守晨に復活した事は、既に明にした通りである。茲には無限の悲歎は現狀に對する烈々たる悲憤に變化してゐる。夫は内宮側に於て特に著しかった。「天照皇太神者、天下無雙之神靈、國家第一之宗廟也」の自覺は強く復活し、此故にこそ神宮の現狀は斷じて容認する事は出來ない②。

現狀を以て如何にして神慮を宥じ奉る事が出来るか、如何にして天下國家の祈禱を全うして忠を盡す事が出来るか。茲に神宮の復興は當面の問題として最も切實なるものとなつた。而してその志は夥しい解狀となつて上申されたが、應々文言激して悲壯であり、之を讀む者をして涙せしむるものがあつた。

夫天照大神者、爲君臣元祖、爭被亂其禮孝乎、神宮如今爭治天下乎③

如此令蔑天照皇太神給條、神道破滅之儀、本朝衰微之基何事如之乎④

①太神宮參詣記「通海」

②守晨引付下 内宮神主 永正七年十月日 解狀 兩宮神明對揚之由、自外宮申歟、猥經過分之濫訴者也、天照皇太神、與豐受太神者、君臣之差別、神書代々記文具也、同躰不二之由何文何記爾載之哉、若佛家之書歟、不可然々々々、忌佛教之說事、神宮古今通規也。又、守晨引付上、永正八年七月廿六日、守晨より祭主への書狀に、「御奉書に社家禰宜と被載候、言語道斷事候」として「宮與社の義、懸隔尤雲泥候」と「名」を卑くもせざる自覺を見せてゐる。

③内宮禰宜荒木田守晨引付上、永正九年三月解狀

④内宮禰宜荒木田守晨引付下、永正九年八月十九日解狀

神宮の衰微は正學ある公卿達に於ても重大な問題であつた。一條兼良は樵談治要中に於て次の如く述べてゐる。「か候かゆへに國司守護などは別に私のいのりなどをしてハ益なきこと也かきり有國役などを嚴密に成敗して 昔より有つれたる神社の修理祭祀の退轉せるを申をこな

ひ侍らば 君には奉公の忠となり、神には歸敬の誠をあらはすべし」

これは一般的に神事の嚴修復興を説いたものであるが、かゝる考へは神宮の現状に就ては次の様な慨となる。「神官さうたいの事廿一ねんに御くりのへられ候事にて候に 兩宮ともにくめぐりともなくうちをかれ候事 天下のためあまりあさましき事にて候」(宣胤卿記永正三年四月廿一日條・史料綱本に據る)

況や朝廷に於ける御軫念こそ最も深刻であつたのである。神宮を以て宗廟をして日夜御神意を崇め給ひ、その祭祀を以て朝政の根本基調とし給ふ朝廷にあつては、神宮の衰微は朝廷の御式微即ち御自らの事にも増して重大な問題であつた。特に戰國亂離の時代、御自ら天日嗣を承け護り給ひ深く民草の身の上を御軫念あらせ給ふに於て、大神の御加被を待み奉り給ふ事一段と深いものがあつた時、神宮の御衰微は殊に深き御憂憾であらせられた。

人或は當時奉幣なく、造替の御沙汰滞るを見て、朝廷の神宮崇敬衰へたりとするのであるが、それは形に捕れた考へである。寧ろその逆の現象を屢々に亘る兵革靜謐(一)朝儀再興・聖運長久・国家安全(二)天變地異祈禳の御祈禱(三)に、又神宮御法樂・官女の代參(四)に見得る。此等は「豈非神明之冥助者 爭攘妖災於未兆哉(五)」又

「神ならで治めんことやかたおかの森のあらしのさはかしき世を」
の御精神(六)に基づくものであると拝察される。

斯く神慮を仰ぎ給ふ故にこそ神宮の衰微は一入御軫念あらせられる處であり、爲に神宮の凶事天聽に達するや廢朝を宣下して深く御慎み遊ばされ、更には一社奉幣のみならず、改元まで仰せ出させ給ふたのである。斯の如くであるから神宮側の憂ひは直ちに朝廷の憂ひにましました。否神宮側の非違怠慢を咎め給ふ程であつた。

爰に當然神宮復興こそ皇居の復興よりもさし迫つた當面の問題であり、又最も根本的な御政務となつたのである。而してその御叡慮は神宮奏事始の儀に於て最も明に拝察する事が出来る。是れは神宮傳奏が毎年祭主を経て上申されて來た神宮の注進を奏達し、勅詔を窺ひ奉る嚴肅な儀であるが、この奏事始の儀は重要な朝儀として 上に於かせられては最も慎しませ給ふ所であつた。而してその奏事内容は常に次の三ヶ條に固定してゐた。

今明應七年正月のものを例に擧げよう(七)。

祭主伊忠朝臣申造替事

仰 別而早速可申沙汰

同申神領再興事

仰 可仰合武家

同申加級事

仰 可令宣下

(五)實隆公記、文龜三・九・廿四條

(六)後土御門院後百首述懷

(七)實隆公記明應七年正月十四日條

爰に造替と神領再興とが、神宮復興の二大懸案中心問題として天聽に奏達せられる様になり、御叡慮を悩まし奉る事となったが、天皇は之に對し夫々裁許を與へ給ひ、而して此の儀を畏み給ふ事は 後土御門天皇は明應七年正月御蟲氣にも拘らず之を押し出御あらせ給ふた事^⑤又 正親町天皇は元龜二年奏事始のおそくなつた時、之を御催促遊ばされた事によつて明らかであり^⑥、而して一旦御裁許になつた事項に關しては幕府を督促して、その實現を期し給ふた事^⑦、天文七年の神宮奏事始記の記事が之を物語る。

神宮奏事始の儀に於て斯の如くであるから、臨時の神宮よりの注進に對しては痛く御軫念遊ばされ、それぞれ御處置を執り給ふたのである。洵に神宮復興は朝政の重務であり、御歴朝の王政復古の御志の一つの表れと言ふべきであらう。

かゝる御叡慮亦祠官達の志は、神宮の威靈を認識し始めた民心に映ぜぬ筈はない。次に、先ず造替より、祠官の志は如何に表はれ、御叡慮如何に達せられて行つたかを、順を追ふて明にしたいと思ふ。

第二節 正遷宮の復興

内宮は明應六年、外宮は文龜元年、共に儲殿遷宮によつて一時の急を避けたが、この假殿も次第に朽損するに至つた。朝廷でも御軫念あらせられ、永正三年四月「大神宮造營事、一向被打置之条、爲天下國家以不可然」として女房奉書を以て幕府に造替を命じ給ふた^①。幕府は費用を諸國守護に課す由を奉答したが實行は出来なかつた^②。聽て朽損甚しくなつたので、永正六年四月内宮神主連署して「正遷宮之事者、大營而有日時逗留歟、急有造進假殿矣」と請ひ^③、外宮からも同趣の解狀を上つた^④様である。これにより内宮側は頻に解狀を上り、遂に「神居御殿。定近々可顛倒歟。顛倒之儀。於當宮者。前代未聞也。神宮如今者。爭治天下乎」^④と極言するに至り、更に最近御即位式が行はせられる由であるが、それ以前に御事始めの神事を行つて神慮を宥じ奉られ、然る後に擧式あるが至當であらうと奏上したから、朝廷では先ず内宮を造替する事を仰せ出されたのである^⑤。然るに外宮側は、式年相等の故に外宮を先にせられるべきであると請ひ^⑥、これより造替の先後争が起り、その結果永正九年六月廿七日、巡番相當外宮理運の裁許を下される事となつた^⑦。之に對し内宮側は猛烈な反對を試みた。此時同年十一月内宮に於ては玉串門蕃垣瑞垣等が炎上^⑧の事が起こつた^⑦。

①宣胤卿記永正三年四月十八日條

②宣胤卿記永正三年五月十三日條

③内宮禰宜荒木田守晨引付上

④守晨引付上永正九年三月皇大神宮神主解狀

⑤守晨引付上永正九年後四月廿日祭主伊忠より内一禰宜充の書狀

⑥應永以來外宮注進狀永正九年後四月日豊受太神宮一神主是久申

⑦大日本史料永正九年十一月十九日條公卿補任同日條、守晨引付同日條

之は内宮側の新たな口實となったので、祭主藤波伊忠は之を和解する事となり、十年十月廿二日の幕府の御教書により⑧、造替は同時、遷宮は内宮先と定まったのである。纏て永正十二年三月造伊勢大神宮使補任され⑨、御用脚は二宮分共に細川高國が進上する事となり⑩、更に遷宮日時も定められる運びとなった。然るに先後争ひは再び起こり、遂に遷御は同日同夜外宮を参時計り先に行ふ事に決着し⑪、永正十八年六月十三日、兩宮共に假遷宮が行はれたのである。

然るに先後争ひの結果、遷宮に當って祭主宮司は外宮にのみ参勤し、内宮は唯禰宜等計りで勤仕する事になったのは、恐れ多い極みであった。又久しい退轉の爲⑫ 宮庫退轉して御装束の目録なく、爲に御装束の非違不足の加った事は新たな違例の端緒となったのである。然し細川高國の献資によつて兎も角も懸案の假遷宮を行ひ得た事は、神宮側に一道の光明を與へる事となった。細川高國は屢々参宮を遂げ⑬ 神宮を崇敬すること深厚な人であったが、神宮の維持復興は斯の如き一般崇敬者の浄財に俟ち得ると言ふ事が、神宮側の確信となり得たであらう。

これより後十六・七年纏て兩宮共に次第に朽損が見えて來た。是に於て天文六年外宮側は先づ造替を請ひ奉った⑭。然るに同年十一月になって内宮では再び瑞垣玉垣荒垣炎上の事あり⑮、十二月には神殿内で怪事が起つた。

朝廷では非常に驚かせ給ひ、翌七年二月直ちに女房奉書を以て造替を武家に仰せ出されんとし⑯、先づ勅使柳原資定をして恠事祈謝の爲一社奉幣のはからひを武家に命じ給ひ⑰、七月一日、造皇太神宮使を補任あらせ給ふた⑱。

⑧ 守晨引付下永正十年十月廿二日内一禰宜の御教書

⑨ 大日本史料永正十二年三月十一日條、守光公記三月十七日條、口宣草

⑩ 神宮奏事始記天文六年四月日外宮神主注進

幕府は再三の催促により一社奉幣のみを十月廿九日になって奉行したが⑲、造替の御叡慮には應へ奉らなかつたので、内宮側は直接江州の永原氏に請ひ、その寄進に依つて造替を行ふ事となつた⑳。之を知つた外宮方は永正九年の綸旨御教書を楯にとり、天文九年参月外宮先たるを請ひ奉り㉑、五月になって内宮側更に佐々木六角殿に造進料を懇望するや㉒、外宮方は直接織田信秀に運動し、六月六日直ちに金子十三枚の献金を得た㉓。かくして外宮は天文十年九月廿六日内宮に先立つて假遷宮を行はせ給ふた㉔。内宮は翌十一年十二月一日になつて行はれたのである㉕。

此度の用脚は従前の如く上よりの下行の形式を執るものでなく、神宮側の直接交渉によつて得られたものである事は、此間に於ける神宮側の積極的な對外活動を物語るものである。天文十一年十月廿六日荒木田守武より竹田我得に與へた書状の一節は、此の事情を明にして居る。一、内宮御迂宮御沙汰候へと都へ毎々注進申處 御大儀之由承 仰一禰宜何様にも調法可仕承候間 江州永原と申方を頼候 其も新足一度渡候いて去卯月二日御殿造立候へ共、于今御迂宮御延引候、重々注進申候處、十一月下旬かた可有迂宮候哉定候かくれ有べからず候、京都さへ

御大儀候事勝手のみ御座候 其方ひろく御座候きこしめし分られ御合力有様に何様御かたへも御物語頼入候：：（神宮文庫所藏）

かゝる事は従前でない事であり、今や總ての用脚は、直接神宮崇敬の特志家に仰がねばならなくなつたのである。而して神宮側の交渉に對し、信秀の如きは一諾を以て之に應じ、献金を非常な名譽としたと言ふ。彼は功によつて三河守を宣下せられたのである。かくて神宮崇敬の普及する所、神忠者輩出する道理、爰に神宮復興の氣運が序々に起り來つたのである。

此の氣運は先づ外宮の正遷宮復興を齎らした。天文廿年外宮側は先づ造替要請の解狀を上つたが、その理由は「内宮正遷宮以勸進聖可奉成御造宮、有其間」①に對し、例の如く外宮先たるべしと言ふにあつた。之は殿舎の朽損が理由であつた従前に比し、大なる時勢の進運を示し、既に正遷宮の復興する氣運の起つた事を物語る。

是より先き勸進聖即ち慶光院清順は内宮に正遷宮の募資を申し出たが長官は之を謝絶した。そこで清順は外宮に之を申し出た②。外宮側も一旦は拒否したが、結局之を依頼する事となつた。清順尼は慶光院三世であつて、既に天文十六年勅命を承つて國家安全寶祚延長を祈つて居り、同十八年には宇治大橋を架してその供養を行ふ等③の忠厚の者であつたから、上に於かせられては外宮長官の注進により④、二十二年三月、彼女に諸國に募縁して造替に務むべきを命じ給ふた⑤。幕府も之に奉加すべきを諸國守護に下知した。清順は勅を奉じて募資に務め天文廿四年二百十三貫餘を頭工に付し⑥、其後随時に淨財を神宮側に渡した。山田の御師足代弘興も色々斡旋した⑦。兩人は資金の調達以外造營一般に關して終始神忠を抽んでた⑧。

①外宮引付 天文廿年十二月日豊豊受け太神宮の解狀

②外宮引付 天文廿一年五月日外宮神主解狀及び六月九日の備彦の雪斎和尚への書狀、天文廿二年潤正月の解狀

永祿二年には山之内大切間氏大久保氏は御萱を進納した⑨。永祿六年には、上に於かせられては御奉加として金二萬疋を清順に附し給ふた⑩。かくて同年九月廿三日、百三十年目にして正遷宮の復興を見たのである⑪。清順は天朝より褒せられ、足代弘興は權禰宜從五位に叙せられた。尼僧の盡力によつて正遷宮の復興せられた事は、神宮側にも公卿にも不快とする者があつたが⑫、尼僧の身ですら神宮を憂へる事斯の如くであつて、勅命に感激して此の大事を成就した清順の偉功は没すべからざるものである。

清順は更に内宮の正遷宮をも復興する志を持つて居たが、間もなく没したので、四世周養が遺志を繼ぐ事となつた。是より先永祿二年二月十九日内宮忌火屋殿等焼けたので⑬、朝廷に於ては造宮の御思召あり。同九年三月十九日山口祭の日時定の儀を執り行はせ給ふた⑭。天皇は更に周養の勸化に應じて三百疋を賜ひ、又彼女の播磨・豊後・薩摩・日向・四國募縁に對して勅許の綸旨を下し賜はつた⑮。永祿十二年上杉謙信は遷宮費を越後國內棟別三錢を課した⑯。元龜元年五月には勅して武田信玄・根來寺等に奉加せしめ給ふた⑰。同三年には正式に周養に假遷宮の勸進を命じ給ふた⑱。かくして天正三年三月十六日假遷宮行はせ給ふたのである⑲。

之は蓋し天下統一への最後の波動が捲き起つた爲であらうが、時代の波動の落付く處、正遷宮の復興に及ぶは當然の勢であった。

⑬壬生四巻日記 永祿二年三月六日内宮神主解狀

⑭御湯殿上日記永祿九年三月十一・十三・十八・十九日 言繼卿記三月十四・十九日

⑮御湯殿上日記永祿九年三月十九日條

⑯湯殿上日記永祿九年八月十一日條

⑰大日本史料元龜元年五月十三日條

永祿六年正遷宮の復興を見た外宮は、同七年正殿の御萱が朽損したので^(冊四)、同八年六月九日一時古殿へ假遷宮あらせられたが^(冊五)、用脚は織田信長の寄進であつた^(冊六)。聽て天正に入り殿舎次第に朽損して來たので、天正八年十月外宮神主は解狀を上つて正遷宮を請ふた^(冊八)。翌九年二月にも解狀を上つた^(冊九)。文中に言ふ「於正遷宮御造替一者、禰御武運長久四海八埏一統泰平之御祈何事如レ之乎」と。天下統一への時代に於て式年復活の意志を表明するものであつた。然し御殿の朽損著しいので、外宮方は同年八月直接信長に用脚を依頼した^(冊十)。信長は直ちに之を承諾しなかつたので、取敢えず十月廿七日信長の子信雄の献資によつて一時的に古殿に假遷宮が行はれた^(冊七)。然し式年遷宮の復活を意圖する外宮側は、翌十年正月再び信長に交渉した^(冊十一)。是に於て彼は直ちに之を承諾し^(冊八)、使者の上部貞永に家臣の平井久右衛門を副へて兩宮の造營奉行とし、命を信忠に傳へて用脚三千貫文を交付せしめたのである。

太田牛一の信長公記は、此時の信長の態度を次の様に述べてゐる。

「何程之造作に而可調と御尋之處に千貫御座候はゞ其外は勸進を以而可仕と言上候、其時御詮には去々年八幡御造營被仰付候に三百貫可入と候つれ共千貫に餘りて入申之間、中々千貫にて不可成候、民百姓等に悩ませられ候ては不入之旨被成御詮、先三千貫を被仰付、其外入次第可被遺旨に而……」

内宮側の要求なきに拘わらず、兩宮のことを考へた事と共に、その風格を想見せしめるものである。

⑱外宮天正遷宮記（神宮遷宮記第四卷）應永以來外宮注進狀（續羣書類從二十一）

⑲同前

⑳應永以來外宮注進狀

㉑神宮引付 天正十年正月 神宮神主宣 外宮天正遷宮記

㉒史籍集覽 信長公記卷十五 天正十年正月廿五日

然るに天正十年六月、信長は本能寺に斃れた。上に於かれては、翌年六月周養に勸進を命じ給ふた^(冊九)。内宮側は七月正遷宮の執行を秀吉に請ひ^(冊十)、而して周養にその斡旋を依頼した^(冊十一)。秀吉は之を承諾し、十二年三月兩宮分一萬貫分としての金子五百枚と別に千石を寄進する事とし、先づ金子二百五十枚を上部大夫に交付した^(冊十二)。

わざと申候いせ御せん宮の事、すなはちおもひたち、まづ五千くわんの分に きのふ貳百五

十枚うはへにわたし、やうたい申ふくめ候てつかハし候、よろづうはへとそのはうたんかう候て、よきやうにさたあるべく候、なをなをくハしくかさねて申へく候　かしく

三月十七日　　ひて吉（花押）

端署「」　　は柴ちくせん守

ひて吉

周養上人　　（大日本史料　天正十二年三月七日　慶光院文書）

面目躍如、茲に信長の遺志は秀吉に依つて完全に繼承されたのである。

かくて兩宮は夫々六千五百貫、別に周養の勸進若干を以て造營着々と進められ、内宮は天正十三年十月十三日、外宮は同十五日に夫々正遷宮を見た²⁵。内宮に於ては實に百廿四年目の事であった。而して兩宮正遷宮の復興は織豊兩雄の別して篤き神忠の賜物であったのである。

斯くして遂に正遷宮は、形式的に一應の復興を見たが、此事は戦國時代以前とは逆に傳統復興の氣運の起こつた事を意味するものであらう。而して此の氣運は正遷宮に於ても、總ての内容制度を正しい形に復興せしめんとする復古の精神となつて現れてゐる。

²³神宮引付　七月一日付の内宮禰宜の羽柴筑前守殿人之御中

²⁴神宮引付　十月三日内宮十人神主守豊しゆやう上人宛

²⁵天正十三年造宮記　外宮遷宮近例司中記

それは（一）祭主藤波慶忠の書狀に「大神宮奉レ備御土器御神事へ懈怠之由不レ可レ然、如^二往古^一無^二相違^一様ニ有度候²⁶」とあるが如き、又（二）兩宮遷宮の先後相論に於ても朝廷では「任^二往古之神蹤^一内宮理運之趣被^二聞食^一²⁷」、秀吉も之に同意し奉り、茲に先後關係が正常化した事の如きそれである。而して此の意識は此後更に著しくなつた。

次回慶長十四年九月の兩宮正遷宮に於ては、（一）慶長十四年二月家康が造宮料米六萬俵を寄進するに當つて²⁸、天正の度は悪例であつて、「如上代可沙汰」と云ふのが家康及び祭主の考へであり、（二）又起つた先後争に於ては²⁹外宮方の非分の望に對し、内宮方は論理整然正遷宮の歴史より説き起こして之を反駁して居り、朝廷に於ても判然之を裁斷し給ひ、（三）遷宮後の一社奉幣發遣の儀に就ては³⁰「如上代可有御沙汰」の原則より神祇官の事が真劔に問題にされてゐる如きその一例である。

然らば天正十三年の正遷宮に於て、その内實はどの様な復興を見せたのであらうか。内宮側の記録によれば、前回寛正度のそれとの比較に於て用脚の不足を痛く慨歎し、「無^二理非^一時代之際³¹」で止むを得ぬが、洵に「時代之風俗恐々神慮叵測³²」と言つてゐる。

即用脚は決して十分ではなかつた。況や諸殿舎別宮以下に及ぶ正式の正遷宮復興の爲には遙に用脚が不足した。しかし當時止むを得ぬ事であつて、織豊二公の神忠に於ては當時としては特筆さるべきものであつた。而も用脚不足を歎く神宮側に於てこそ復興の志弱く、眞の復興への用意が整へられてゐなかつた。

²⁶外宮天正遷宮記

²⁷壬生四卷之日記　天正十三年後八月廿三綸旨

⑳大日本史料 慶長十四年二月

㉑大日本史料 慶長十四年九月十三日

㉒大日本史料 慶長十四年九月十六日

㉓天正十三年御遷宮記

㉔天正十三年造宮記

それは殿舎の寸法を記した記録が、長官方にも禰官方にも失はれた儘になってゐて、僅に作所に懇望して誤りなきを得たと言ふ一事を以てしても明である(四十四)。かゝる状態であるから居玉居殿の相違を齎したばかりでなく(四十五)、東西寶殿の位置及び向きを誤ると言ふ失態を出來したのである。

寶殿は正殿に次で重要なものであるが、外宮に於ても永祿の正遷宮以來その向きを誤り、内宮に於ては方向だけでなく位置も誤りを來した。此事は必然的に瑞垣以下にも及んだのである。況や御装束以下の違例の改められる事はなかつた。

かくて「如往古」と言ふ理想が實現せられる爲には、更に多額の費用と神宮内部の自覺・學問の勃興に俟たねばならなかつた。況や國家の制度としての式年月式日の規定は、未だ考察の對象とはなつて居らず、更に神宮造替が勅命による國家の事業として行はれるべき根本義への復歸には遙に距離があつた。

否徳川氏は豊公の形式は踏襲したがその精神は無視し、山田奉行を以て一々正しい復興への努力に掣肘を加へたのである。

かくて天正十三年の正遷宮復興は、長い復興運動の一結實であつたが、それは未だ眞の復興を意味するものでなく、將來の眞の復興への端緒をなすものであつたのである。

第三節 神領再興

戰國時代以前には未だ多少残つてゐた神領が、應仁文明以後急速に激減して行つた事は既に明にした通りである。之に對し神宮側は出来る限りの手段を講じたが、無駄であつた。神三郡に對する幕府の譴責さへ國司に於ては無力であつた(二)。是に於て神宮側は勢ひ御師として活動を強化せねばならなかつた。而してそれは、戰國末期に及んで、地方武將の所領寄進を得る事になつたが、それらは悉く師職家に附せられたもので、神宮神用の爲に寄進されたものは殆どなく、神宮の經濟的不如意は決して改善される事はなかつた。然し乍ら神領の再興は、かゝる風潮氣運を背景として初めて緒に就く事が出來たのである。

織田信長の出現によつて天下は統一に向ひ、新時代への氣運は漸く濃化する事になつたが、此の氣運は應て神領の上にも及ぶ様になつた。信長によつて伊勢に封ぜられた滝川一益は、先づ天正七年十一月神宮側より伊勢に於ける神領の本水帳を上申せしめた(三)。應て北畠信雄(織田信雄)が伊勢長嶋に移つて伊勢經營を始める様になると同様の要求を神宮側に提出し、

神宮側は天正十一年八月同じく神領本水帳を上申した。此の事は領主として神領に新しい安堵保證を與へる爲の準備であつたと思はれる。然るに織田信雄は伊勢の神領を収公して家臣に與へんとしてゐる由の噂が起つた。外宮側は非常に驚き、同年九月書を信雄に送つて神領安堵を請うたのである^(三)。かくて信雄は十月八日付を以て二千五百貫文の地を兩宮に寄進し奉つた^①。

目録

- 一、齋宮 一、同上野
- 一、竹河 一、有爾中村
- 已上

右四ヶ郷合貳千五百貫文、大神宮内外爲御供料奉納畢全社務不可有相違之狀如件

天正拾壹年拾月八日

信雄朱印（印文威加海内）

宮司殿

一 神主殿

同 神主中

これは神領が朱印高を以て武士によつて保證せられた最初のものであつた。然し此れは新しい寄附ではなく、伊勢に於ける神領を一所に集めたものに過ぎない事は、先に上申せしめた神領本水帳との比較によつて明である。

應て十二年正月、秀吉は同地を蒲生賦秀をして管せしめたが、賦秀は同年十月朔日、同上の多氣郡四ヶ郷の諸役免除を安堵したのであつた^②。

然るに此頃になると各地に漸次檢地が行はれる事となつた。檢地は地方殘存の神領にも及ぶは當然であつて^(三)、その結果神領は領主の支配となり、漸次神宮との關係が切れる様になる事は神宮側の新たなる概きであつた。而して秀吉の文祿の檢地も行はれる様になり、伊勢に於ては文祿三年に行はれる事となつた。

而して七人の檢地奉行は北方より丈量しつゝ南下し、愈々宮川以東神境の地に竿を入れる運びとなつた。元來アジールを否定する此の檢地は如何なる大社寺領にも及ぼされたのであつたが、茲に特筆すべきは、宮川以東の地に限り之を停止せしめた事である^(四)。是は神宮側の屢々に亘る懇請に依る所であるが、之を停止せしめた事は秀吉の神宮崇敬の致す所であつた。又秀吉は此件に就ての再三の交渉により、神宮の經濟的困窮を知つたので、檢地免除の下附に先立ち、先づ新地を寄進し奉つた。即ち文祿三年九月廿一日從前の二千五百石に百四十石を加えて二千六百四十石を兩宮に^(五)、別に内宮に五百二十六石五斗の地を寄進した^(六)。是亦神忠と言ふべきであらう。

①藤波文書・大日本史料。天正十一年十月八日

②大日本史料天正十二年十二月一日 文祿神領檢地沙汰文（神宮文庫）

然し乍神宮の不如意は決して解消しなかつた。神宮敷地たるの故を以て免租の特典を得た廣大なる宮川以東の地の住民は、本來ならば神領民として神役を奉仕すべきであつた。然るに彼

等は自治制を布いて寧ろ祠官に對立し、政治的にも經濟的にも全く獨立してゐたのである。されば内宮神主は尚神領の不足を訴へたので、慶長元年十二月秀吉は齋宮村檢地の上その出来九百石を以て内宮に寄進し奉つたのである^⑤。茲に神領は合計四千六百五斗となつたのである。かくて神宮經濟は秀吉によって新しく保證せられ、兎も角も小康を得る事が出来た。而して此の總高は其の儘徳川氏に踏襲せられ、近世に於ける神領石高の基礎となつたのである。

今信雄・秀吉の政策を見るに、一般社寺に對すると同様、散在の神領を没収してその代償を與へる方策に出たものである。而して信雄の與へた總高は従前の伊勢國內の神領の合計に相當し、秀吉の與へた全朱印高は大體全國のそれに當る積りのものである。然し秀吉の總朱印高は、従前の實収入よりも可成り少いものであつたと思はれる^⑥。固より一般社寺に比較すれば特別の待遇であつた事は明瞭であるが、實質的には寧ろ収入の減少を來した様である。されば嚴重の神事に充てられる費用は維然として過少を免れなかつた。

今遙か後の例ではあるが、これを元祿九年の覺え^⑦によつて檢するに、當時兩宮の御朱印は三千五百四十石に減少してゐるが、^⑧此事は神領が賣買されたり寄附せられたりして、御師の手や寺院の領地に入つた事に由來する^⑨。その内内宮給人持高は千四百四十四石余であつて、その大部分は長官以下の家料其他に宛てられ、神事に宛てられた高は僅に二拾壹石一斗五升に過ぎない。斯の如き状態にあつては祭祀を復興嚴修し、神宮の本務を全うする事は出來ない。されば神宮内部の自覺が高まり、神宮の本格的復興が期せられるに於ては、神領復興は一層切實な問題となるのであつた。然し徳川幕府は何等の誠意も雅量もなかつたのである。

かくて神領復興は信雄によつて緒に就けられ、秀吉によつて一應の成就を見た。而して此の兩人の處置は當時としては適切なもので、大いなる神忠の志に出たものであり、神宮の經濟は新しく保證せられ安定するを得たのである。

けれどもそれは、實質的には決して再興と言ふに價ひするものではなかつた。況や神宮側が要求する如く「以勅命神領令寄附給者」^⑩と言ふ、神領本來のあり方には遙に距離の遠いものであつた。その爲には、總てが御叡慮によつて裁決せられる眞の王政復古を了する事が絶対に必要であつたのである。

以上兎も角、信長によつて打ち出され、秀吉によつて一應の完成を見た近世初頭に於て、而も此の兩公の力によつて、長い間の懸案であつた神宮復興は一應の成就を見た。それまでには長い間の祠官の眞心・御師の活動・慶光院の斡旋・地方武將以下特志家の神忠が見られた。

而してそれは御叡慮によつて指導され、この御光によつての實現であつた。即ちこれは皇室に於ける王政復古の御運動の成就であり、微温的ながら國民精神の自覺に依つて齎されたものである事明である。されば此の復興成就の背景には、思想的なる國民精神の復興が見られねばならぬ。而してそれは神宮觀に於て最も端的に表明せられるものである。

次に神宮復興の力となるべき、中世後期の神宮觀の純化を一瞥したいと思ふ。

第五章 神宮觀の純化

中世に於ける神宮觀の混亂は、主として佛教に依つて惹き起された。又それを批判した度會神道からも齎された。而してそれらは夫々中世に於ける最高權威として、學界思想界に支配的な影響を與へたのである。

然し鎌倉時代末期から、度會神道の精髓を承けて次第に破邪顯正が行はれる様になった。而してその最も鮮かなものを、先づ北畠親房公の所論に見る事が出来る。

「大日本者神國也。天祖始基ヲ開キ、日神永ク統ヲ傳ヘ給フ。我國ノミ此事アリ。異朝ニハ其類無シ。此故ニ神國ト云也」(白山本)

と神皇正統記の劈頭に喝破された北畠准后は、此の血史に於て天照大神を説かれること最も懇切丁寧である。

蓋し王政復古に一命を傾け盡された公が、その指導原理を元々本々國體の根本に求められ、而して國體の本源を天照大神に於て把握認識せられたからであると思ふ。されば久しく忘却せられてゐた天壤無窮の神勅并に三種の神器は、總ての根本として力強く復活し來り、此の國體の上より神宮の本質が明にされる様になった。従つて當時の誤れる神宮觀に關しては苟くもせず、名行に係る所を考へられ、一々之を闢破する用意に出て居られる。

先づ天照大神は大日の垂迹であるとする佛教による混亂に對しては、

「我神(天照大神の事)大日ノ靈ニマシマセハ、明德ヲモテ照臨シ給フ事陰陽ニオキテハカリカタシ。冥顯ニツケテ憑アリ。君モ臣モ神明ノ光胤ヲ受ケ、或ハ正シク勅ヲ受シ神達ノ苗裔(裔イ)也。誰カ是ヲ仰キ奉ラサルヘキ。此理ヲ覺リ其道ニタカハスハ内外典ノ學問モ爰ニ極ルヘキニコソ」(白山神皇正統紀一二代正哉吾勝々速日天忍德耳尊條)

と言つて、先づ天照大神は大日の垂迹でなくして、逆に大日の魂であり本質であるとして、本迹關係を逆轉せしめ、更に一般の迷妄幣風を衝いて神宮尊崇觀念の自覺を迫つて居られる。

又一部に於ては、夙に支那學によつて天照大神觀に混亂を來してゐたが、之に對しては

「異朝ノ一書ノ中ニ日本ハ吳太伯カ後也ト云。返々アタラヌ事也。昔日本ハ三韓ト同種也ト事ノアリシガ(衍カ)彼書ヲ桓武ノ御代ニ燒ステラレシ也。天地開テ後、素戔嗚尊韓ノ地ニイタリ給キナント云コトアレハ、彼等ノ國々モ神ノ苗裔ナラン事アナカチニクルシミニキニヤ。ソレスラ昔ヨリ用サル事ナリ。天地神ノ御末ナレハ、ナニシニカ、代クダレル吳太伯カ後ニアルヘキ」(白山本三第六代十五世應神天皇條)

と截然之を否定して居られる。

かく佛儒二教による思想の混乱に對し、又度會神道すら、大神託宣を停めて教を如來に譲り給ふの論を説いた時、准后は次の如く大道を啓示された。

「應神天皇ノ御代ヨリ儒書ヲヒロメラレ、聖德太子ノ御時ヨリ尺教ヲサカリニシ給シ、是皆權化ノ神聖ニマシマセハ、天照大神ノ御心ヲ受テ我國ノ道ヲ廣メ深クシ給ナルヘシ」(二代正哉吾勝々速日天忍德耳尊條)

斯の如く親切に破邪顯正を行ひ、神宮の本質を明にして來られた力は洵に偉大な光明であつ

た。唯豐受大神を天祖天御中主の神とする度會側の説に對しては、「天孫瓊々杵尊此宮ノ相殿ニマシマス（神皇正統紀三第廿二代雄略天皇條）」と言ふ宣傳に誤まれ、正しく批判し得られなかつた事は惜しむべき事であつた。

是れより神宮觀は次第に純化の道を辿り來つたが、中世末期の思想界に君臨し、影響する所の大きかつた吉田神道に於て之を一瞥したい。

佛教の本迹觀に對し、天地開闢に先行する絶對界（混沌・機前）に宇宙の元靈（大元神）を認め、之を神の本躰となし、之より一元的に神宮觀を導いた度會神道を承け、之を一段と發展させたのが兼俱によつて大成された吉田神道であつた。

此の神道にあつては「神とは常の神に非ず、天地に先立てる神を言ふ（神道由来記）」のであるが、それは同時に宇宙に遍滿する絶對の本體であつた。而して之を人格神即ち信仰の根本對象に見立て、「此を虚無大元尊神と名づ」け吉田の祭る根本神としたのであるが、その場合、此神を古典の國常立尊に當てたのであつた。

即ち世界の神・宇宙の支配神たる大元尊神は日本に本據を置き日本に体系を垂れられたのである。茲に、我國は萬國の根本、神道は萬法の根源となり①、儒佛二教は神道の分化に過ぎず、釋迦も孔子も日本の神の教示によつて出現されたものとなつた。かくて儒佛二教を脚註とする神道本位の一元説が出来上つたのである②。而して此の見地を基として次の如き天照大神觀が主張されたのである。

「國者是神國也。道者是神道也。國主者是神皇也。祖者是天照太神也。一神之威光。遍照百億之世界。一神之附屬。永傳萬乘之王道。天無二日。國無二主。故曰神在天之時。月星不双光」

①唯一神道名法要集 問於神國崇佛法之由来、自何因緣。以何因緣。要他國之教法哉、「答」

②唯一神道名法要集

一不可要異邦之教法事

右唯一者神明之直傳

一氣開闢之一法也。大織冠仰云。吾唯一神道者。以天地爲書籍。以日月爲證明。是則純一無雜之密意也。

故不可要儒釋道之三教者也。然雖爲如此。爲唯一之潤色。爲神道之先華。廣存三教之才學。專極吾道之淵源者亦妨哉（續羣書類從卷第七十八 唯一神道名法要集）

爰に神宮の本質は明にされ、その本源は宇宙の根本神に基けられたのである③。斯の如きであるから神宮に本地を立てる説の如きは斷じて取る所でなかつた。二十二社註式によれば、天照大神の條にも豐受大神の條にも、夫々「兼俱云。无本地沙汰」の註が加へられてゐるのである。而して外宮の祭神に就ては、豐受大神を天照大神の御食津神であると認識してゐる事は一段の純化であり進歩であると思はれる。

以上の主張は後の吉田兼右に於ても之を徴する事が出来る。彼の著「神祇正宗秘要」に依れば「先ツ神ノ宗廟ハ天照太神宮ト八幡宮ト也、社稷ノ神ハ此二神ノ餘社ヲ云也 ……シカルニ…吾國者千界源ト萬國ノ爲レ元、故ニ以此神ヲ千界ノ爲ニ宗廟ニ其餘ノ神ヲ萬國ノ定ニル社稷ト也」

の主張が行はれて居り、亦佛者の本地垂迹説に對しては、之を轉用して「天照太神ヲ爲「本地」ト伊勢太神宮ヲ爲「垂迹」」と云ひ、更に兩宮關係に於ても内宮の方が御位の高いことを認識して居る。

③唯一神道名法要集

問 唯一法而無二法者其謂如何

答 吾神道者、一陰一陽不測之元。國常立尊以降。至天照太神。玄々妙々之相承也。天照太神授賜天兒屋

命。自爾以來。至濁世末代之今日、汲一氣之元水。遂不啻三教之一滴。故云唯一法者乎

唯一神道血脈 天祖太祖—天照太神

斯の如き主張は、古典の研究に依つて齎された所であるが、同時に時代の要求に棹し、時代の風潮を代表したもので、當時の神宮崇敬普及の現象と表裏をなすものであると思はれる。而して此等の主張は國家的自覺であり、傳統精神の發揮であつて、政治的には王政復古の指導精神となり、近世を生み出した力の一つとなつたと思はれる。

然し乍ら吉田神道の努力にも拘らず、内實は未だ佛教の支配を免れる事が出来なかつた。それは神宮觀に於ける次の説によつて明かである。「法性ノ神者法神（身カ）ノ如來同體ニシテ而今ノ宗廟ノ内証是也」「天照太神八幡大菩薩等神ノ佛ト云テ衆生ヲ利益スルヲ權現權者ノ神ト云也」（神祇正宗秘要）即ち中世的學理を超越して、眞に神官の本質を明にするには至つて居なかつた。かくて吉田の説は一段と純化を要求せらるべきものであつた。

中世末期に於ては、かゝる傳統精神の復活と共に、儒教特に宋學の發達が目覺ましかつた。此の風潮は僧儒の間に神儒佛三教合一の思想を普及させる事になつたが、それも纏て儒教本位に論ぜられる事となつた。而してこの風潮に沿つて神宮觀にも大きな變化が齎される事となつた。其の代表を藤原惺窩に見得る。

「天照大神は日本の主なれとも宮作りは茅葺なり。御供は黒米なり。家居を飾り給はず。食に珍しきものを整へすして天下の萬法をあはれみ給ふ。：：神道には正しきをもはらとして萬民をあはれむを極意とするなり（千代もと草）。

即ち大神は正しきをもはらとし、萬民をあはれむ神道の元、日本の主となつたのである。而してその神道は次ぎの如き意味に於けるものであつた。

「日本の神道も、我心をただしうして、萬民をあはれみ、慈悲を施すを極意とし、堯舜の道もこれを極意とするなり。もろこしにては儒道といひ、日本にては神道といふ、名はかはり心は一なり（千代もと草）。」

即ち彼の神宮觀は王道を媒介とする、即ち儒教の立場に立つ神儒合一の思想に基づくものであつた。従つて爰には皇祖神としての自覺はなく、王道の源・君徳の基準としての認識があるばかりであつた。かくて佛教的に祈禱の對象であつた神宮は儒教的に道德の本源と考へられる様になつたので、必然的に中世を通じての神宮信仰は否定せられねばならなかつた。

「こゝろだに誠の道にかなひなば、いのらすとても神や守らん。誠の道とは天道の誠なり。神

佛に金銀を進上して、我身のうへをいのる事、おろかなる事の第一なり(千代もと草)。」

此等の主張は中世思想界に對する劃期的な批判と言ふ事が出来よう。

藤原惺窩の思想は林羅山によつて繼承發展させられた。彼は師説を一步進め、三教合一の立場より超出して遂に佛教と訣別し、更に根本的に之を否定するに至つた。従つて神佛習合・本地垂迹の説は佛教の所産として痛く排撃される事になつたのである。

「夫本朝者神國也、神武帝、繼_レ天建_レ極已來、相續相承皇緒不_レ絶王道惟弘、是我天神之所_レ授道也、中世寢微佛氏乘_レ隙移_二彼西天之法_一、變_二吾東域之俗_一王道既衰神道漸廢、而以_二其異端離_レ我而難_レ立故設_二左道之說_一曰、伊弉諾伊弉冉者、梵語也、日ノ神者大日也、大日ノ本國ナルカ故名曰_二日本國_一、或其本地佛、而垂跡神也、大權同_レ塵、故名曰_二權現_一、結_レ緣利_レ物、故曰_二菩薩_一時文王公大人國之候伯刺史信伏不_レ悟、遂至_レ令_二神社佛寺、混雜而不_レ疑巫祝沙門、同住而共_レ居、嗚呼神在而如_一亡、神如爲_レ神其奈何哉：庶幾、世人之崇_二我神_一而排_二彼佛_一也、然則國家復_二上古之淳直_一民俗致_二内外之清淨_一、不_二亦可_一乎(本朝神社考序)」

かくて中世思想界に君臨してゐた佛教は、彼によつて始めて決定的に否定され、従つて中世を通じて支配的であつた佛教による神宮觀の混亂・・・その克服は中世神道家の懸案であつたが・・・は神佛分離によつて一應の解決を得る事が出来た。而して彼を大宗と仰ぐ近世思想界では、此の問題は漸次徹底した解決へと向つたのである。

然らば斯の如き神佛分離の主張は如何なる原理に據るものであつたか。それは惺窩の場合と同様、神道の衣を着た儒教であつたのである。是に於て彼に顯正を期待する事は出来なかつた。否定した神宮觀に代るべき正しい神宮觀の宣明を求める事は出来なかつた。寧ろ此の門流からは神宮の本質を認識し得ぬばかりか、新たな混亂を起こすものさへ出て來たのである。「外宮ハ后稷ノ御廟ナラン歟(神宮秘傳問答 萬治三年 度會延良)」と言ふ説は「内宮ハ太伯ノ御廟」と言ふ過去の説に基き新しく考案されたものである。

茲に於て、傳統の精神は強く復活すべきであつた。本地垂迹説も之によつて克服せらるべきであつた。又新たな儒教による混亂も之によつて批判し、眞に神宮の本質が明にさるべきであつた。かくて不徹底であり雜駁不純であつた伊勢神道吉田神道が、史的批判を経て復活繼承される事となり、更に度會神道の持つ謬説は一層純正なる國學によつて批判され純化されねばならなかつた。

此れを要するに、神宮觀の混亂は中世の中頃より次第に批判せられ克服せられつゝあつた。而して不徹底雜駁ながら神宮の本質を把握し之を宣明せんとする意識は次第に強くなりつゝあつた。此事は國の危機を支へ之を復興せしめる力となり、神宮の衰微を復興せしめる所以のものであつた。然し未だ眞に王政復古の力となり、神宮の本質を宣明する程に純化せられてはゐなかつた。加え新しい混亂さへ儒教が齎す事になつた。是に於て眞に國家を正しい姿に返し、神宮をして神宮たらしむべき正學の興隆を即ち神宮觀の純化を必要とした。

結言

中世は洵に暗黒の時代であった。それは末法説や百王説の權威を有する時代であった。果して開闢堅固の時代、應て皇統絶えて國家滅亡すべしと思はれる戰國の時代は訪れた。應仁後記は次の如く言ふ。「諸國ノ騷動諸所ノ戰亂凡ソ日本六十餘州前代未聞ノ戰國ト成ケレハ諸人一日モ安堵ノ思ヲナス者無シ(史籍集覽通記第十九應仁後記卷上〇應仁乱後諸將京都退散事)」此の絶望すべき時に何の道義であらう。人々は利己に赴くか然らずんば世を儚み後世を祈った。

かくては總ての權威はその力を失はねばならぬ。天壤と共に窮りあるべからざる、皇統すら前途は絶望である。爰に、皇室の存在し、日本國の滅びざる限り、絶對の存在である神宮もその全きを保する事が出来なくなつた。

先づ萬世と祈る齋宮廢絶し、不易の宣旨を以て寄せ奉られた神郡滅亡し、萬代更新の式年遷宮も絶え、剩へ神殿は屢々灰燼と化した。今や御神躰は僅に祠官數輩の手を以てのみ守護せられねばならなかつた時「二宮ノ神恩頂戴シテ身ニ餘ル故ニ、命ハ義ニ依テ輕ケレバ、尊崇ノ禮儀肝ニ銘シテ忘レザルカ故ニ、争カ神明ヲ捨奉テ、山中ニモ入、海上ニモ浮ヒ給ヘキ」(續羣書類從第參輯下通海參詣記下廿六 可奉任太神宮心法支)と言ふ二百年前の戒めは現前に破られ、罕人流離する祠官が出てくる有様となつた。加え一般思想界に於ては、神宮の權威も本質も夙に佛教の爲に滅却され否定されて居り、人々は眞の崇敬を失つてしまつた。

國の秩序亂れてだに、公の保護はなくなり、人々は利己に赴いて神宮の衰微は極まるのである。まして國民の神宮觀混亂して、神宮は如何にして保全するを得よう。陽復記は言ふ。

「心を虚にして味へて見よかし、兩部習合は強て合たる物なり。それを世の人さとらぬ故に、日本國の神社は次第々々佛氏のはからひとなれり：中略：我神宮領も世々經慥て佛寺のみ盛になり、末社などは名のみ殘て、畑と成、田にすかれけるにや、あとかたもなく、其所慥にされる人なきも多し。かく成もてゆくも何ゆへぞ、神道と云名をだに知人もまれなり：」

而も神宮は遂に滅亡する事がなかつた。否、神宮は應て五十年百年にして復興の緒に就いたのである。此の奇蹟は抑々如何なる力によるのであるか。茲に先づ神宮崇敬の國民的普及を一瞥した。即ち古來國家的崇敬の對象であつた神宮が、此の戰國動亂の時代に於て、國民的信仰の對象となられたのを見た。此事は國民の精神生活に於て、新たに神宮の威靈の畏まれて來た事を物語るもの、御神徳の民心への光被と言ふ事が出来る。而してこれは衰微の極にある神宮を支え、之を救ふ有力な力となるものであつた。

然し乍らその多くは神宮の本質を滅却した私的信仰であつたから、決して眞の復興の力となるものではなかつた。然らば神宮の維持復興は如何にして成し遂げられたか。是を神宮復興の經過に於て眺めた時、そこには先づ、極く少數ではあつたが、復興の志に燃える祠官、君辱めらるれば臣死すの氣魄を持つ祠官のあらはれたのを見る事が出來た。之が或は衷情を上へ訴え、或は御師を活動せしむる直接の源動力であつた。

然し之だけで神宮を復興せしめる事は出來なかつた。吾人は最後に眞に神宮を畏み、神宮を憂ひ給ふ唯一の御叡慮を拝察する事が出來た。それは國の爲民の爲に亦唯一の、皇統の爲に、

偏に神慮を仰ぎ給ふ御叡慮であつた。茲に神宮の現状は何よりも御叡慮に堪へさせられぬ處となつた。是に於て深く御神慮を畏み給ひ、或は誠意なき幕府を勵まし、或は志ある慶光院に勅を賜つて勸進を命じ給ひ、或は廣く武將寺院に綸旨を下し給ひ、或は御式微の極にあらせられ乍ら多額の御奉加あらせ給ひ、神宮復興運動の中心に立たせ給ふたのである。

此の御叡慮が漸く神宮を認識し始めた民心に通ぜぬ筈はなかつた。爰に祠宮は一段と神忠を勵むを得、慶光院は感激して募縁に務め、國民之に應じて夫々赤心を表はし、以て神宮復興の御運動を扶翼し奉つたのであつた。斯の如くであるから、戦亂打續く間は何事も御叡慮に副ひ奉る事が出来なかつたが、纏て天下統一し國の秩序恢復された時、神宮は一應の復興を見たのである。

かくて戦國時代 皇統を守護し給ふた力は唯一の列聖の御聖徳であつた如く、神宮にして滅亡する事のなかつたのは、偏に御聖徳の力・國體の餘光の然らしむ所と云ふべく、その復興は列聖の崇高なる御叡慮に依つたのであつた。

然し乍ら此の御叡慮に副ひ、御運動を翼賛し奉つた力を更に深く探るならば、之を神宮觀の純化に見る事が出来ると思ふ。神宮崇敬の普及した事は、神宮觀の混亂のまゝでも神宮を支へる力とはなり得た。しかし、神宮の復興は此の間に於て次第に神宮觀が純化し、その本質その權威が力強く民心に浸透した處に求められねばならぬ。即ち中世末に於ける神宮觀に於て、國體の自覺傳統への意欲が見られるが、これが人心を宗教的には神宮へ、政治的には皇室へと向はしめ、こゝに神の爲君の爲忠誠を捧げる力が出て來たものと思ふ。

斯くして織田氏・豊臣氏の出現によつて、神宮は一應の復興を見、御叡慮に副ひ奉る事が出來た。これは長き運動の一つの結論であつた。然し同時に緒論であつた。其處には未だ眞の復興を見出す事が出来なかつた。造替に於ても、神領に於ても。而して最も重要な祭祀は未だ復興の志さえ見られなかつた。之は神宮側の不満であり、御叡慮亦安んじ給ふ所でなく、況や御神慮快然たり得ぬ事明である。加え徳川氏は御叡慮を無視して、眞の復興を掣肘する態度に出た。而してその態度は林家の學問、林家の神宮觀に由來するものであつたと思はれる。是に於て、神宮をして眞の神宮たらしめる爲には、先づ林家の學問を批判し、正しき學問正しき神宮觀が宣明せられねばならなかつた。而して後に國體が本然の姿に還つた時、神宮は御叡慮によつて正しく復興され、神慮初めて快然たり得るのである。

かくて上代末より三百年四百年に亘つて衰微した神宮は、列聖の御叡慮と特志家の神忠により、近世初頭に一應の復興を見たけれども、眞の復興は更に三百年を俟たねばならなかつたのである。

本稿は二回に分けて史學雜誌に發表するよう平泉先生より指示を受けながら、宮地教授より託された出雲大社史料収集に没頭して書き直しの暇なく、そのまま入營して發表の機を失して今日に至る。残念

附 神宮に對する私的信仰に就いて 昭和十五年十月

自己の幸福のための神宮崇敬は無意義なり。眞の幸福は天皇・國家を祈り、それにより國家が本然の姿になる事によつてのみ齎らされる。天下天朝を祈つてのみ眞の敬神の意義あり。これが立前なり。

祭祀も奉幣も祈禱も本質は一つでないか。祭祀は恒例祭と臨時祭に分けられる。臨時祭は

- (一) 皇室の大事に關する奉幣 (田奉幣・御不例祈願)
- (二) 國家の大事に關する奉幣 (天變地異其他)
- (三) 神宮の大事に關する奉幣 (造替・變異) に分けられる。

この内、戰國時代に行はれた臨時祭の (一) は一社奉幣で、朝廷で儀式を行つて使を出して奉幣が行はれたが (二) (三) は若干の例外を除き實際には祈禱のみで、奉幣が行はれていなかった様に思はれるが如何。三時祭の奉幣が出来なかつた當時、臨時の大事とは云へ實際の奉幣は行はれず單に上の思召を奉じて神宮側が御祈禱するだけではなかつたか。此の意味で奉幣・祈禱を廣義の祭祀の一つの場合と考へれば、これらの事は皆上御一人の計らひによつてなされる本質的には一つの事ではないか。

唯是等の事は上の思召によつてのみ權威がある。即ち祭祀の大權は上御一人にのみあつて下々の僭すべき事でないと言ふ事である。たとへ國家を祈るとは云へ幕府が勝手に祈禱を命ずる事は誤りである。若し祈禱の要ありと認めれば上に奏し上の思召でなすべきである。私幣私禱は亂世で國體が忘れられた時の事である。私幣の禁は參拝の禁ではない。下々に許される事は參拝して心中で天朝天下を祈り奉る事のみである。

近世初頭に於ける神宮復興は正しい復興ではない。私的信仰の所産であつて天皇の手によるものでない。従つて眞の復興は明治維新によつて實現したのであるが、明治以降果して私幣私禱は根絶しありや。

以上平成十四年八月二十一日 勝彦五年祭に向け作成

令和四年五月三日 更新了

啓之

上田勝彦論文二冊

審査委員氏名		印	送付年月日	閱了年月日	事務室受領年月日	取扱者印	備考
坂本勲教授	中村教授		大正七年一月十四日	大正七年一月十八日	大正七年一月廿二日		
坂本勲教授	平泉教授		大正七年二月七日	大正七年二月二十日	大正七年二月廿七日		

卒業論文用紙

論文題目ノ外國文ニ屬スルモノハ必ズ明瞭ニ其譯文ヲ書添フルコト

二冊 事務室受領年月日 昭和十三年五月廿八日

論文題目 近世初期に於ける神宮復興の運動

國史 學科

昭和十三年 入學

在籍順位 45

氏名 上田勝彦

卒業論文添付用紙

(昭 14-1.000)